

第十三回衆議院議事速記録第二十八號

明治三十二年二月十四日(火曜日)午後一時十四分開議

議事日程 第二十六號 明治三十二年二月十四日

午後一時開議

第一 明治三十一年勅令第七十號(政府提出承諾)

(委員長報告)

第二 國籍法案(政府提出)

第二讀會

第三 著作權法案(政府提出)

第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

第五 臺灣事業公債法案(政府提出)

第一讀會

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

第七 地價地租ニ錢位未滿ノ端數ヲ生スルト

第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(恒松隆慶君)

第一讀會

第九 實業教育費國庫補助法中改正法律案(脇坂行三君)

第一讀會

第十 多家神社埃宮會補助ニ關スル建議案(串本康三君)

第一讀會

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

政府ヨリ明治二十九年年度歳入歳出總決算明治二十九年年度各特別會計歳入歳出決算明治二十九年年度歳入歳出決算検査報告ヲ提出セラレタリ

貴族院ヨリ要塞地帶法案ヲ提出セラレタリ

貴族院ヨリ本院送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨通牒アリ

明治三十二年年度歳入歳出總豫算案並明治三十二年度各特別會計歳入歳出豫算案

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件

明治三十二年年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

明治三十二年度特別會計歳入歳出豫算追加案(特追第一號)

葉煙草專賣資金會計法中改正法律案

國債ヲ外國ニ於テ募集スル場合ニ關スル法律案

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

蠶業調査會設立ノ建議案

提出者 降旗元太郎君 稻垣示君 星野助左衛門君 前川慎造君

脇坂行三君 並河理二郎君 朝倉親爲君 中村彌六君 大隈英齋君 和波久十郎君 工藤行幹君 尾崎行雄君 井手毛三君 藤元俊君 中野廣太郎君 林金作君 大岡育造君 藤元俊君

早川龍介君ヨリ宗教ニ關スル件、利光鶴松君ヨリ警察權濫用人權蹂躪ニ關スル件ニ附キ質問書ヲ提出セラレタリ

特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ

沖繩縣土地整理法案

特別委員左ノ通指名セリ

岡山縣下郡廢置法律案委員

津野常君 東良三郎君 井手毛三君 植木致一君 串本康三君 坂本金彌君

香川縣下郡廢置法律案委員

熊代懺三郎君 武市庫太郎君 林喬君 鹽田忠左衛門君 山本幸彦君 新開貢君

大分縣下郡界變更法律案委員

土居平左衛門君 橫山通英君 岡野寬君 小栗貞雄君 金田平五郎君 江島久米雄君 水産調査及漁業練習ニ要スル船舶新營並ニ水産實習所ノ新設ニ關スル建議案委員

早川龍介君 大塚常次郎君 藤松隆慶君 白井哲夫君 藤金作君 大村和吉郎君 人力車發明人ニ年金給與ノ建議案委員

多田通君 富永隼太郎君

淺野順平君

野間五造君 星野甚右衛門君 佐久間國三郎君 清水靜十郎君 原田越城君 江角千代次郎君 井上源衛君 杉下太郎右衛門君 佐藤通代君 大矢四郎兵衛君 竹内正志君 山本貴三郎君

議長ノ報告

三八九

關 信之介君 森 東一郎君 廣住 久道君
 阿部孫左衛門君 西田 收三君 大三輪長兵衛君
 建議案(議院建築調査會設置ノ件)委員
 久米 民之助君 中島 祐八君 田中 正造君
 小田 貫一君 佐藤 清君 中村 榮助君
 高須 賀 纒君 富田 仙助君 織島 相政君
 (左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

宗教ニ關スル質問書
 我國ハ從來ノ宗教カ千有餘年ノ舊慣ト國情ニ適合シタルニ依リ自然の國教ノ如クナリ來リタルハ事實ニ於テ明カナリ而シテ今猶舊慣ヲ遂行シツ、アルモ己ニ憲法第二十八條ニ臣民ノ義務ニ背カス安寧秩序ヲ妨サル限リニ於テ信教ノ自由ヲ許サレ又各國ノ條約ニ規定スル所アリ文化進運ノ今日ニ於テ當然ノコトナリト雖トモ内地雜居ニ際シ宗教ノ全體ニ對シ之カ規定ヲ定メ彼我ノ安寧ヲ保全セザル可ラス萬一期ニ後時ヲ誤ラハ國益ヲ損スルヲ結果ヲ生セサルヲ保セス政府ハ宗教ニ於ケル所謂臣民ノ義務ニ背カス安寧秩序ヲ妨ケサル限ニ於ケル規定ハ如何ナル方法ニ依ル歟
 右及質問候也

明治三十二年二月十日
 提出者 早川龍介
 贊成者 後藤文一郎
 外三十一名

警察權濫用人權蹂躪ニ關スル質問書
 第一 深川警察署ハ本月十日附ヲ以テ本員ニ對シ(菊澤龜一郎寫真一枚持參即刻當署へ出頭可有之候也)トノ召喚狀ヲ發シタリ抑、此召喚狀タル菊澤龜一郎ノ事ニ關シ本員ヲ訊問センカ爲メニ召喚シタルモノナリ政府ハ如此ク第三者ノ行爲ニ關シ警察署カ人ヲ召喚シ且ツ之ヲ訊問スルノ權アリト思料スルカ若シ果シテ其權アリトスルナラバ如何ナル法律ニ準據シテ其權アルコトヲ主張スルカ其明文ヲ指示スヘ

第二 政府ハ警察官カ人ニ向テ第三者ノ寫真ヲ提出スヘキ旨ノ命令ヲ發スルノ權アリト思料スルカ若シ果シテ其權アリトスルナラバ如何ナル法律ニ準據シテ其權アルコトヲ主張スルカ其明文ヲ指示スヘ
 第三 召喚狀ヲ發セシハ二月十日午後ニシテ正ニ衆議院ノ議事進行中ニアリ政府ハ如斯議事進行中ニ於テ議員ニ對シ即刻出頭セヨトノ命令ヲ發スルハ其法律ニ違背スルノ點ナシトスルモ議員ノ議權ヲ妨害シ立法權ニ屈辱ヲ與フルノ舉動ナリトハ思料セサルヤ

右議院法第四十八條ニ依リ提出候也
 明治三十二年二月十四日
 提出者 利光 鶴松
 贊成者 脇坂 行三
 外三十五名

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス——早川龍介君

(早川龍介君演壇ニ登ル)

○早川龍介君(二十七番) 追々會期モ切迫致シマシタ時期ニ……

○栗原亮一君(八十七番) 豫算委員ノ退席ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 今發言中デスカラ

○早川龍介君(二十七番) ドウゾ質問ヲ致シマスルノモ已ムヲ得又自分ノ大切ナルコト、考ヘマシタ故ニ質問書ヲ出シマシタ、故ニ成ルベク其時期ヲ簡略致シマシテ、唯簡明ニ御分リ易イヤウニ、其要旨ヲ述ベヤウト考ヘマス、ドウゾ暫クノ時間ヲ御與ヘラレンコトヲ希望致シマス(恆松隆慶君「黙」テ居リマス「ト呼フ」)私ガ質問書ヲ出シマシタ、其質問ノ要旨ハ、宗教ニ關シマスルコトデゴザイマス、是マデ此議場ニ憲法發布以來宗教ノ問題ト云フモノハ、起リマセヌデゴザイマス、實ニ御承知ノ通内地雜居ノ日モ遠クゴザイマセヌ、故ニ是ヨリ或ハ此國家ガ、宜シク宗教ノ規定ヲ定メマセヌデアリマシタナラバ、非常ナル混雜ヲ來シ、大イニ國民ノ不幸ヲ被ルヤウナコトゴザイマセウト杞憂致シマス、故ニ此質問書ヲ呈シマシテ、政府ノ意思ノアリマスル所ヲ承リタイト考ヘルノデゴザイマス、御承知ノ通此日本ノ宗教ト申シマスルモノハ、殆ド此神道トカ佛道トカ申シマスル二ツノモノヲ以テカラニ、殆ド日本ノ國教ト申シマスヤウニ形造ラシテ居ルト申シマスルコトハ、是ハ現時ノ實況ニ於テ皆様ノ御承知ニナツテ居ルコト、思ヒマス、併ナガラ私共ハ此萬世不朽ニ遵奉スベキ憲法ノ二十八條ニ於テハ「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及ヒ臣民タルニ背カサル限ニ於テハ信教ノ自由ヲ有ス」ト申シマスル條項ガ掲ゲテゴザイマス、淡泊ニ之ヲ見マスレバ、如何ナル教法デモ自由ヲ許スカノ如ク一目スレバ見エマスガ、又深ク考ヘテ見マスレバ安寧秩序ト申シマスル文字ニハ、隨分多分ノ意味ヲ含ンデ居ルモノト考ヘマスルノデアリマス、又各國ノ締結條約ノ中ニハ、即チ「兩締結國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ良心ニ關シ完全ナル自由及ヒ法律勅令及規則ニ從テ公私ノ禮拜ヲ行フノ權利竝ニ其ノ宗教上ノ慣習ニ從ヒ埋葬ノタメ設置保存セラルル所ノ適當便宜ノ地ニ自國人ヲ埋葬スルノ權利ヲ享有スヘシ」ト書イテゴザイマス、即チ此自由ニハ固ヨリ宗教ノ信仰ハ許サル、モノ、法律勅令規則ニ從ツテト申シマスコトガアリマス、又大抵各國ノ條約何レモ同シヤウナコトデゴザイマセヌガ、其中少々意味ニ於テ變リハアリマセヌガ、文章ノ上ニ少々丁嚙ニ書イテゴザイマスノガ、即チ佛蘭西ノ條約ノ上ニ於キマシテハ、第二條ニ「法令規則ニ從テ堂宇ヲ建設及所有シ且ツ公私ノ禮拜ヲ行フヲ得ヘシ」ト云フヤウナ所ニ、少々文章ノ變リマシタ所ガアリマスガ、併シ是ハ大要各國ノ締結條約ノ文章ハ、先ツ大同小異ニシマシテ、大イナル違ヒハアリマセヌ、固ヨリ此舊慣ヲ墨守致シマシテ、或ハ日本ノ在來ノ教法デナクテハ、イクトカイカヌトカ申シマスヤウナコトハ、開國進取ノ國是ニ於キマシテハ、最早各國雜居ニナリマシタ以上ハ、此締結條約ノ上ニ於テ、成ルベク臣民ニ信仰ノ自由ヲ許シマスコトハ、何人モ異議ノナイコト、存ジマス、併ナガラ是ハ餘程能ク慎重ナル調査ヲ經マシテ、一ツノ規定ヲ置キマセヌデゴザイマシタナラバ、或ハ非常ナ不幸ナ結果ヲ見ル、或ハ非常ナ困難ヲ來シテ、騷擾ヲ喚起スヤウニナリハセヌカト云フコトガ、大イニ心配ノ餘リ質問ヲ提出シタ所以デアリマス、凡ソ是ハ私ガ申シマセヌデモ御承知ノ通、一國ト申シマスル國ヲ建築致シマスニハ、即チ此法律トカ或ハ規則トカ申シマスルモノダケニ依ツテ、總テ國民ヲ組織セラレルト云フコトハ、到底ムツカシイコトデアアルノデ、其建築ヲセラレマスル上ノ地盤ト申シマスルモノハ、德義ト申シマスル所謂無形ノ制裁ニ依ツテ、地盤ガ作ラレテ來ナケレバナラヌコト、思ヒマスノデ、所デ西洋ノ各國デハ、大方單ニ耶蘇教ト一言ニ申シテモ、宜シイデゴザイマセウガ、此耶蘇教ノ德義ニ依

テ地盤ヲ作ラレテ、其上ニ國家ナルモノヲ建築セラレテ居ルノデアル、故ニ即チ羅馬國デハ羅馬「カドリック」ヲ地盤ト致シマシテ、其上ニ羅馬國ガ創造セラレ、後伊太利王國ノ伊太利ト申ス國ニ至リマシテハ、頗ル信教ノ自由ヲ許シテ、大イニ變遷ハ致シマシタケレドモ、其地盤ハ矢張羅馬「カドリック」ニ依ッテ、此上ニ建築セラレテ居ルノデゴザイマス、又英吉利王國ハ愛蘭ノエリスアベス女王ノ時分ニ議會ヲ協贊ヲ得マシテ、英吉利教ヲ以テ國教トシマシテ、他教ノ信仰ヲ許サナシタト云フコトモアリマスノデ、之ニ依ッテ見マスレバ、此英吉利ハ英吉利教ニ依ッテ地盤ヲ作ラレタト申スコトモ、先ヅ分ッテ居ルコト、考ヘルノデゴザイマス、ソコデ伊太利ノ如キ此西洋ノ實況ノ上ニ於テ、即チ現行法ノ上ニ於キマシテ、宗教ト申シマスルモノ、規定セラレテ居リマス、現今行レテ居リマス條項ノ中ニハ、澳地利デハ此宗教上ノ目的ニ使用スル爲メ政府ノ同意ヲ經テ教會ノ信徒ヨリ徵收スル課税及職手數料ハ政府行政上ノ執行處分ニ依リテ是ヲ取立ツルコトヲ得ト云フヤウナ條項モ這入ッテ居リマス又「牧師ハ國家ノ委任ニ基キ信徒ノ出生死亡及ヒ婚姻ニ關スル登記ヲ掌ル」ト云フコトモ這入ッテ居ル、則チ是ハ幕府時代ノ是ハ日本ノ寺院ガ取扱ツタヤウナ制ト思ヒマス、而シマシテ佛蘭西デハ「佛蘭西ノ條項ノ中ニハ「宗教ノ禮拜儀式ヲ妨害シタル者ハ刑法ニ依ッテ處罰セラレ」トモアル、又「教師ノ職務上徵收スル手數料ハ裁判上請求スルコトヲ許ス」トモアル、又「各町村ハ其地ノ牧師ニ住宅ヲ供シ又ハ宅料ヲ給スル、義務アリ」又「各町村ハ其地ノ宗教ノ宗費用ヲ補助スルノ義務アリ」又「教監及牧師ハ總テ國庫ヨリ相當ノ俸給ヲ受クルノ權ヲ有ス」トモアリマス、而シマシテ此極デモウ一ツ獨逸ノ現今行レテ居リマス上ニハ、獨逸ハ公認教ト認容教ト申シマス二ツニ大體分ッテ居リマス、併ナガラ其中ニハ、獨逸ハ公認教ト認容教ト申シマス居ル公認教ノ教師ハ、一般ノ官吏ト同様ノ待遇ヲ受ケ、新舊兩教會ノ經費ハ、多クハ國庫ヨリ支給セラレレル、又新舊兩教會ハ又課税權ヲ有シ國家ハ教會機關ノ定メタル賦課ヲ行政上ノ方法ニ依リ執行スルコトヲ許ス」ト申スヤウナコトモ規定シテアリマス、極テ自由ヲ尊ビマスル亞米利加合衆國ニ於キマシテモ、其宗教ヲ保護シテ居リマスコトハ、隨分國民全般ノ力ヲ以テマシテ、之ヲ維持シテ居リマス、即チ毎日議會ヲ開會シマスルノニ、矢張宗教ノ祈禱ヲ以テ毎日開會致シテ居ル、其タメニ兩院ハ各一人ノ教師ヲ置イテ、其祈禱ニ充テテ居ルト云フヤウナ方法ニナッテ居ル、又露西亞ノ如キハ、申スマデモナク希臘教ニ依ッテ地盤ヲ作ラシテ、露西亞ノ國ヲ建造シテ居ル、而シマシテ此西洋ノ總テ德義ノ原則ト申シマスルモノハ、多ク夫婦ト云フモノニ依ッテ起サレテ居ルノデアル、又支那ハ孝ト申シマスル孝道ニ依ッテ居ッテ、先以テ孝經ヲ讀ンデ、孝ヲ勸メルト云フコトニナッテ居ル、日本ハ君臣ニ依ッテ道ガ立テラレテ居ルノデアル、ソコデ各元トナル所ニ幾分カ違フト考ヘマスル、實ニ此神武天皇即位ノ紀元以來二千五百五十九年、ソレヨリ古ク申シマスレバ、神代カラ申シマスレバ、三千有餘年嚴然トシテ動カザル此日本國ノ地盤ハ、何ニ依ッテ造ラレテ居ルカト云フニ、即チ君臣ノ道ヲ正シ、即チ忠孝ト云フモノニ依ッテ、始テ地盤ト云フモノヲ造ラレテ、此三千年有餘年ノ今日マデ少モ動カズ、嚴然タル國ヲ創成シテ居ル所以デアル、ソコデ此神武天皇ノ權原ニ都ヲ奠メラレテ以來、皇天二祖ノ詔勅ニ依ッテ、賢所神祇ヲ宮中ニ御祀リニナリマシテ、而シテ後皇兄ノ神八并耳尊ハ、弟君ノ綏靖天皇ニ容器ノ劣ル所

ヲ以テ、自ラ位ヲ弟君ニ讓リ、自ラ神祇ニ仕ヘテ國家ノ大政ヲ輔ケラレタ、ソレカラ後 崇神天皇 垂仁天皇等、孰モ神祇ノコトニハ、十分ニ御盡シニガツテ、即チ 今上天皇陛下モ其道ニ依ラレマシテカラニ、之ヲ教育ノ勅語ヲ以テ、國ニ忠孝ヲ勸メラレタト云フコトハ、私ガ申上ダズトモ能ク御承知ノコトデゴザイマス、ソコデ日本ノ古代ノ歴史、即チ皇天二祖ノ詔勅ニ依リマスレバ、日本ハ即チ宮中ニ劍璽ヲ御祀リニナリ、神祇ハ臣下ガ百官ヲ率ヒテ祀ルト云フコトハ、古來カラ動カザル一ツノ古典デ、其詔勅ニ依ッテ定メラレテ居ル、即チ神ト申シマスルコトハ、御承知ノ通ニ神祇ト申シマス、何カ一ツノ或ル威靈ノヤウニ考ヘマスガ、即チ神ト申シマスル言葉ハ、總テ無上ト申シマスル言葉ニシテ、據ト云フ字ヲ取リマシテ、上ニ御ノ字ヲ附ケマスレバ、即チ御神トナリマシテ、即チ 今上天皇陛下ト同様ノ儀デアリマシテ、決シテ別様ノモノデナイ、ソコデ日本ノ神社ト申シマスルモノハ、總テ神代ノ神又ハ人皇ノ御歷代、而シテ君ニ忠ナル人、國ニ忠ナル人、偉大ノ功績ノアリマス所ノ人ヲ舉ゲテ、之ヲ神祇ニ奉祀致シマシタモノデアル、又其地方ニ於キマシテ、功績ノアリマシタ人ヲ舉ゲ祀リマシテ、之ヲ氏ノ親トシテ、之ニ屬シテカテニ、之ヲ祀ルモノヲ氏子ト稱シテ居ル、ドウシテモ是ダケト一ツノ忠孝ノ原則ヲ正シシタルタメニ、此神祇ニ奉祀シマシタ一ツノ官衙ヲ立テルト云フコトハ、是ハ最モ皇天二祖ノ詔勅ニ依ッテ爲サシケレバナラヌコトデ、即チ此頃諸君ノ御贊同ヲ得マシテ、全會一致ヲ以テマシテ、當議會ヲ決シマシテ、尙又現今ノ山縣西郷松方權山等ノ人々モ、敬神ノ方ミデアリ、又二十四五年來私共ガ申シマシタ所ハ、稍 神祇院ノ組織ニ於キマシテ、少シク考違ヒヲ致シテ居リマスガ故ニ、詰リ今日マデ延引致シマシタガ、既ニ内務次官ハ小田爲綱君ニ明言シテ、當議會ニ豫算ヲ出スト云フコトヲ言ハレテ居ルガ、免ニ角此コトデ一ツ極リマスモノデアラウト思ヒマス、私ノ考デハ、日本ノ孝道ハ決シテ宗教部内是ニ之ヲ混和スルコトハ、憲法ノ上ニ於キテモ、頗ル衝突ヲ來スコト故ニ、ハ免ニ角別段ト致サナケレバナラヌト考ヘマス、而カ致シマシテ、日本ニ儒道ト佛教ガ這入りマシタノハ、人皇十五代 應仁天皇ノトキニ儒道ガ這入り來リ、三十一代 欽明天皇ノトキニ佛教ガ這入ッテ參ッテ、此儒道ト佛教ト申シマスルモノハ、殆ド日本ノ地盤トナッテ居リマス、忠孝ト申シマスルモノニハ、毫モ衝突ヲ來サズ、整然トシテ忠孝ヲ輔ケ得マシタルダケノ、所謂一ツノ教法デアリマシタ故ニ、ソレノ歴代ノ天皇モ御信仰ニナリマシタ、旁々今日マデ多少ノ繁盛ヲ來シテ居ル所以デアリマス、其事實ノ上ヲ申シマスレバ、皆此佛教者ト申シマスルモノハ、(簡短々々)ト呼フ者アリ(ドウゾ)少シ御聽下サイ(朝讀シタ方ガ早イ)ト呼フ者アリ(行基ト申シマスル者ハ、伊勢ニ神宮寺ヲ建テ、天照皇太神宮ト大日ト同體分身ト申シマシタヤウニ設置カレマシタデアリマス、又傳行ナリ空海ナリモ、各此神ヲ崇敬スルト云フコトニ依ッテ、始テ佛教ヲ擴張スルコトニ相成ッタ、而カ致シマシテ、此後ニ至リマシテ、此眞宗ト申シマスルモノヲ開キマシタ、此眞宗ニ至ッテハ即チ眞俗ニ歸ト云フモノニ致シテ、王法爲本即チ國家ニ務メル忠孝ノ道ヲ以テ本體ト致シテ、宗教ヲ起シタノデ、殆ド今日ノ佛教ト申シマスルモノハ、日本教ト云フヤウナコトニナッテ居リマス、而シテ其總テノ佛者ガ、日本國家ノタメニ盡シマシタ實歴ハ、或ハ文學ヲ助ケ、工藝美術ヲ勸メ、田野ヲ拓キ、殖産興業ノコトニ力ヲ盡シ、誠ニ日本ノタメニハ、十分ニ盡シテ居ル事蹟ハ、歴々トシテ澤山ゴザイマスケレ

トモ、現時ノ僧侶ノ實況ヲ見マスレバ、實ニ是ハ全體トハ申シマセヌガ、或ル多數ノ僧侶ハ、唯一身ノ利慾トカ、宗教ノ中ノ紛亂雜ヲ生ジ、又一宗ノ分派分裂トナリ、又地位ノ争ヲ爲シ、或ハ金錢ノ上ニ附イテ争フ爲スト云フヤウナ、甚ダ前途頼ミノ少イ形勢ハ分リ切ッテ居ルノデゴザイマス、併シ此現今ノ宗教ノ僧侶ガ、甚ダ其所爲ガ宜クナイト申シテ、是ハ完ク埋滅ニ歸スルモノデアアルカト申セバ、決シテ左様ニハ參リマスモイト考ヘマス、即チ教法ノ眞理ト申シマスルモノハ、宛モ燈火ト云フヤウナモノデアリマシテ、若シ非常ナル激風ニ遇ヒマシタ時分ニハ、一瀉千里此火ガ點シマスレバ隨分猛烈ニナツテ、或ハ東京市ノ全部ヲ燒ク程ノ力ニモナルモノデアアル、故ニ是ハ此宗教ト申シマスルモノヲ見マシテ、現時ノ行爲形蹟ヲ見ルコトハ出來ヌモノト存シマス、而シテ尙ホ此現今、日本テ大約ノ數ヲ申シマスレバ、羅馬「カトリック」教ノ信者ガ五万二千七百七十七、希臘教ガ二万三千五百五十三、新教各派ガ三万八千七百十、テ、總計ヲ致シマシテモ、殆ド十一万程ノ人口デアアルノデゴザイマス、而シテ他ノ日本ノ總體ノ人員ハ二千五百萬トシテ、此多數ノ人民ハ、先ヅ多ク「簡短」ト呼フ者アリ、佛教ノ極熱心者トハ申サレマセヌガ、先ヅ佛教ノ信者ト申ス方デアリマス（「簡短々々」ト呼フ者アリ）私ガ發言權ヲ得テ居リマス間ハ、ドウゾ暫ク……餘リ長クハ御迷惑デゴザイマスカラ、長クハ申シマセヌ、ソコデ非常ニ、此左様ニ宗教ノコトハ、最モ規定ヲ大切ニシテ置カナケレバナラヌト、私ハ熱心ニ思フモノデアアル、ソレハ敢テ此外教ヲ決シテ附ケル譯デモナシ、佛教ヲ助ケルト云フ意思デモ決シテナシ、又佛教ヲ斥ケテ外教ヲ助ケルト云フ意思デモナシ、殆ド世界各國ノ文明、即チ宗教ノ上ニ争ヲ起スノハ、即チ支那ノ國ニ於キマシテ、或ハ外教者ヲ撃ツタトカ、或ハ會堂ヲ叩キ壞シタト申スコトハ、皆サン之ヲ以テカラニ、支那人ハ野蠻ダト云フコトヲ、唯簡短ニ云ウテ御擯斥ニナツテ居ル、併ナガラ日本テゴザイマシテモ、或ハ此規定ガ確ニゴザイマセヌケレバ、斯様ナル事實ガ起ラヌトハ、私ハ保證シ難イ、既ニ名古屋ニ於キマシテ、私ガ實際見テ居リマスル現況ヲ申シマスレバ、耶穌教師ガ宗教ヲ説イテ居ル、ソコデ廣キ家ニ置カズニ、道路ニ見世ヲ開キマシテ、路上ヲ通行致シマスルモノニ此教法ヲ家ノ中カラ、大聲デ聞ユルヤウニ説イテ居ル、而シマシテ孰レノ宗教ニ這入リマシテモ、己ガ信心シマスル所ノ宗教ヲ大ニ賞揚スルニ附イテハ、他ノ教法ヲ幾ラカ譏謗スルコトハ、是ハ自然當前ノコトデアリマスガ故ニ、即チ此路上カラ、或ハ此一佛教ノ方ノ熱心者ガ、石ヲ打込ムトカ、或ハ不潔物ヲ投込ムトカ云フコトハ、之ヲ指シマシテ、直チニ非常ニ野蠻ダト申ス一言デハ、決シテ通ラナイ、若シ其規定ガ確デアリマシテ、シツカリ取締ガ附イテ居リマスレバ、サウ云フヤウナ混雜ノ起ルヤウナコトハナイ、即チ條約ノ改正ニナツテ參リマシタナラバ、或ハ路上テ宗教ノ演說ヲスル、或ハ矮屋テ演說ヲシテ、通行ノ人ニ聽カスト申サウナコトハ、起ラヌトハ決シテ申サレナイ、若シ其時分ニ混雜ガ起リマスレバ、取締ガ不行届ノタメニ、混雜ノ起リマシタモノガ、ソレハ全ク國民ガ開ケヌカラ、サウ云フ妨害ヲシタト申サウナコトヲ申サウナ不幸ガ起ツテ、即チ其取締ノ規定ヲ今日カラ正シク致シテ置キマスト申スコトハ、最モ必要ナコトデアラウト考ヘ様ナコトガ、此太政官ノ布告ニナツテ、今尙ホ是ガ存在セラレテ居ル、ソ

レハ明治十七年八月十一日附ノ太政官十九號ニ「寺院ノ住職ヲ任免シ及教師ノ等級ヲ進退スルコトハ總テ各管長ニ委任シ更ニ左ノ條件云々」トゴザイマス、此委任ト申シマスル文字ハ、凡ソ主働者ガアツテ、サウシテ之ヲ引受ケルト云フ意味ニ違ヒナイ、若シ又此成文ヲ以テ見マスレバ、殆ド此現今存在シテ居ル神佛二教ハ、即チ内務大臣ガ教法ノ本ヲ撰ンデ居ルト云フヤウナコトニ相成ツテ居ルデアアル、故ニ是ガ若シ此條約條正ノ以前ニ於キマシテ、此コトガシツカリ然ラズ規定ガ附イテ、確然ト茲ニ事ガナツテ居リマセヌナラバ、非常ニ混雜ヲ來スノミナラズ、或ハ事ニ依リマシタラバ、他ノ國カラシテ、日本人ガ野蠻デアアルト云フ謗ヲ受ケルヤウナコトガアル、其實野蠻デアハ決シテナイ、唯規律ノ規定ガ確定シテ居ラヌタメニ取組合フ、即チ警察官ガ傍ニ附イテ居リマスレバ、二人テ路上テ争ガ起リマシテモ、決シテ手ヲ出シテ叩合フト云フコトハナイ、理非曲直ヲ訴ヘテ、巡查ノ判定ヲ請フト云フコトニナリマスガ、若シ此取締ヲ附ケズニ、抛ツテ置キマスレバ、勢ヒ争ノ結果ハ、手ヲ出シテ擲合ハナケレバナラヌト云フコトニナツテ居ルデアアル、即チ此段々雜居ニナツテ居リマスレバ、外人モ澤山這入ツテ參リ、總テ教法上ニ混雜ヲ來スト申スコトガ、一番今日カラ豫メ之ヲ規定シテ置カナケレバナラヌ、其規定ハ隨分問題ガ——今私ガ此處テ教法ノコトヲ申シマスレバ、諸君ハ簡短ト云ツテ、或ハ御笑ニナルヤウナ有様デアリマスルガ、一朝事ガ起リ、混雜ガ起ツテ參リマスレバ、ナカク、此輕視スベカラザル一ノ問題ト實ハ考ヘルノデアアル、ソコデ詰リ私ノ質問致シマスルノハ、此日本ノ地盤ノ忠孝ト申シマスル原則ニ反カザル上ニ於キマシテ、是ニ反カナイ教理ノアリマスルモノヲ以テ第二ノ地盤トシ、而シテ是ニ又當ラザルモノハ、成ルベク放任致シテ自由ヲ許ス、斯ウシテ、而シテ是ニ又當ラザルモノハ、成ルベクアラマスガ、併シ質問ノ要領ハ、是ダケノコトヲ十分ニ政府ハドレ程マデ調査セラレテ居ルカ、又如何ナル方法ニ依ツテ之ヲ取締ラレルカト申シマスコトノ此答辯ヲ煩シタイト云フ意思デ、此コトタルヤ實ニ國家ノタメニ大切ナルコト故ニ、此差迫リマシタトキモ憚リマセズ、此要旨申上ゲルノデゴザイマス、ドウゾ此後二十分ニ此規定ノ確ニ出來マシテ、此混雜ヲ來シマセヌヤウテ、國家ノタメニ御心配ノアルヤウニシタイ、其タメニ先ヅ以テ政府ノ調査ト目的ト見込トヲ、茲ニ質問致シマスル必要ニ迫リマシタ故ニ、自分ハ茲ニ質問ヲ致シタノデゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 諸君ニ御諮リスルコトガアリマスガ、豫算委員長栗原亮一君ガ、此際ニ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、許可シテ宜シウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) ツレデハ此際許スコトニ致シマス——利光鶴松君

(利光鶴松君演壇ニ登ル)

○利光鶴松君(百七十二番) 私ハ本日警察權濫用人權蹂躪ニ關スル質問ト云フノヲ提出致シマシタ、極簡短ニ其趣意ヲ辯シマス、私ノ質問ノ趣意ハ、唯今朗讀ヲ致シマス

第一 深川警察署ハ本月十日附ヲ以テ本員ニ對シ(菊澤龜一郎寫真一枚持參即刻當署へ出頭可有之候也)トノ召喚狀ヲ發シタリ抑此召喚狀タル菊

澤龜一郎ノ事ニ關シ本員ヲ訊問センカタメニ召喚シタルモノナリ政府ハ此ノ如ク此第三者ノ行爲ニ關シ警察署カ人ヲ召喚シ且ツ之ヲ訊問スルノ權アリト思料スルカ若シ果シテ其權アリトスルナラハ如何ナル法律ニ遵據シテ其權アルコトヲ主張スルカ其明文ヲ指示スヘシ

是ガ第一ノ質問デアリマス、ソレカラ
第二 政府ハ警察官ガ人ニ向ッテ第三者ノ寫眞ヲ提出スヘキ旨ノ命令ヲ發スルノ權アリト思料スルカ若シ果シテ其權アリトスルナラハ如何ナル法律ニ遵據シテ其權アルコトヲ主張スルカ其明文ヲ指示スヘシ

是ガ第二ノ質問デアリマス
第三 右召喚狀ヲ發セシハ二月十日午後ニシテ正ニ衆議院議事進行中ニアリ政府ハ此ノ如ク議事進行中ニ於テ議員ニ對シ即刻出頭セヨトノ命令ヲ發スルハ此ノ法律ニ違背スルノ點ナシトスルモ議員ノ議權ヲ妨害シ立法權ニ屈辱ヲ與フルノ舉動ナリトハ思料セサルヤ

斯ウ云フ質問デアリマス、ウレカラ此質問ヲ提出セナケレバナラナイヤウニナリマシタ根源ノ事實ハドコニアルカト云ヒマス、ウレハ茲ニ持ッテ居リマスル——召喚狀ガ此處ニアルノデアリマス、其召喚狀ヲ讀ミマスカラ、是デ御承知ヲ願ヒタイノデアリマス

菊澤龜一郎寫眞持參即刻當署へ出頭可有之候也

但此召喚狀ハ出頭ノ際持參スヘシ

富川町七番地

利光鶴松

明治三十二年二月十日

深川警察署

斯ウ云フ召喚狀ガ參ッタノデアリマス、此召喚狀ノ中デ、諸君ニ篤ト御注意ヲ願ヒタイコトハ、菊澤龜一郎ノ件ニ附イテト云フノデゴザイマス、即チ第三者ノコトニ附イテ、利光鶴松自身ニ關シタコトデナイ、第三者ノ菊澤龜一郎ト云フ者ニ附イテノコトデアアル、之ヲ一ツ御記憶ヲ願ヒタイ、ソレカラ寫眞ヲ持參シロト云フ文句デアリマスガ、是ガ抑々一ツノ問題ヲ生出ス骨子デアリマスカラ、之ヲ能ク御記憶ヲ願ヒタイ、ソレカラ此呼出狀ハ二月十日午後、即チ衆議院ニ於テ議事進行中デアッテ、其文句ハ即刻出頭シロト云フ文句デアリマス、此コトヲ能ク御記憶ヲ願ッテ置キタイ、ソレダケノコトヲ御記憶ヲ願ッテ置キマセスト、私ハ是ダケノコトニ附イテ、仰々シク質問ヲ提出スルコト云フ意味ノ解釋ハ、頗ル御分リニナルマイト思フ、私カラ見マスルト、此問題ハ我國ノ如クニ、人權ヲ尊重シズルコトガ未ダ甚シクナク、自由ヲ伸張スルコトモ未ダ十分ニ其思想ノ發達シナイ場合ニ於キマシテハ、斯ノ如キ質問ハ議院ノ問題トシテ、殆ド重ク見ラレルト云フコトハ出來ナイノデアリマスガ、若シモ斯ノ如キ出來事ガ、或ル民權思想ノ非常ニ發達ヲ致シマシタ國ニ於テ起リマシタナラバ、第一ニハ臣民ノ自由ニ關スル問題トシテ、又次ニハ立法權ノ體面、若クハ議院ノ威嚴ト云フ點ニ於キマシテ、頗ル大イナル政治上ノ問題ヲ惹起スコトデアラウト思料致シマス、即チ是等ノ問題ガ、若シモ佛國アタリニ於テ起リマシタナラバ、或ハ政府ノ運命ニモ關スルダケノ問題ヲ生出スノ價ハ十分ニアラウト、私ハ信ジテ居ルノデアリマス、私ノ質問ノ趣意ハ、唯今ノ質問書ヲ朗讀ヲ致シマシタノデ、大體ハ政府モ之ヲ了解、即チ答辯ヲスルニ差支ガナカラウト思ヒマス、又諸君モ略、明瞭ニナッタコトト思ヒマスルガ、質問ノ第一點及第二點ハ、帝國臣民ノ自由ニ關スル問題デア

アリマス、諸君モ御承知ノ通ニ憲法ノ一十二條ニ於キマシテハ、臣民ノ自由ニ保障ガ與ヘテアル、此條ニ於キマシテ、日本臣民ハ法律ニ據ラズシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシト云フ保障ガアルノデアリマス、此問題ハ即チ審問——法律ニ據ラズシテ審問ヲ受ケナケレバナラナイカドウデアアルカ、即チ我國官民ノ自由及權利ト云フモノハ、今日ノ憲法及諸ノ法律ノ下ニ於テハ、警察署ヨリ召喚ヲ受ケタナラバ、是ニ出頭ヲシナケレバナラヌ義務ハアルカドウデアアル、又我國ノ警察權ハ自由自在ニ人民ヲ召喚スルノ權利ガアルヤ否ヤ、及之ヲ訊問スルノ權利ガアルヤ否ヤト云フ問題ニ關係スルノデアリマス、而シテ私ハ我國ノ警察ニ於テハ、左様ナル權限ナシト確信ヲ致スノデアリマス、併ナガラ是マデノ慣例ニ於テハ、往々サウ云フコトハヤッテ居ルノデアリケレドモ、私ガ見マスル所デハ、憲法ノ二十三條ハ博學ナル諸君ノ御承知ノ通、餘程是ニハ歴史ガゴザイマシテ出來タコトデア、訊問ノ權利ト云フモノハ、容易ナラヌ權利デアリマス、又訊問ヲセラル、人カラ言ヒマスルト、容易ナラヌ義務デアアル、人ノ自由ノ幾部ヲ奪ハレル非常ナル是義務デアアルノデゴザイマス、此コトニ附キマシテハ、隨分歴史ガゴザイマシテ、專横ナル君主ガ、自由自在ニ人民ヲ訊問シタリ召喚シタリ、或ハ專横ナル議會ガ、自由自在ニ人民ヲ召喚シタリ云フ例モアリマス、左様ナルコトハ大イニ人ノ自由ヲ害スルコトデア、人權ヲ害スルコトデアアルト云フ所カラ致シマシテ、今日ハ何レノ國ノ憲法ニ於テモ、訊問或ハ召喚ト云フコトハ、決シテ法律ニ據ラナケレバ出來ナイト云フコトニナッテ居ル、我國ノ憲法二十三條ハ、即チ斯ノ如キ歴史ニ依リ、斯ノ如キ意味ヲ以テ、即チ吾々ノ自由ニ保障ヲ與ヘテアルノデアリマス、而シテ我國ノ是マデノ例ハ、サウ云フ風ニナッテ居リマスルガ、警察令其他ニ於テ、或ハ警察官ガ人ヲ呼出ス權利ガアルカ、判然書イテハゴザイマセヌケレドモ、召喚ニ應ジナイ場合ニハ、是ノ罰ニ處スルコトガ出來ルト云フヤウナコトモアルヤニ、私ハ承知シテ居リマスガ、是ガ果シテ適法ノ警察令デアアルヤ否ヤト云フコトハ、疑問トシテ私ハ此問題外ニ置ク積デアリマス、私ガ此處デ政府ニ質問ヲ致シマスル趣意ハ、私自身ノコトニ附イテ何カ訊問ヲシタイコトデアッテ、ソレヲ警察官ガ召喚ヲスルコトガ出來ルヤ否ヤト云フノ問題デアナイ、即チ此處ニアリマスル通ニ、菊澤龜一郎ノコトニ附イテ、其即チ第三者ノコトニ附イテ、私ガ警察カラ呼バレタトキニ、私ハ之ニ應ズルノ義務ガアルヤ否ヤ、一面カラ言ヘバ、警察ハ利光鶴松其人ノ行爲ニ關係ノナイ事柄デア、利光鶴松ヲ召喚スルノ權利ガアルカ、又質問ヲスルノ權利ガアルカ、斯ウ云フ問題デアリマスデ、私ハソレハナイト云フノデアリマス、併ナガラニ政府ニ於キマシテ、若シ警察權ノ中ニサウ云フモノヲ含ムモノデアアルト云フナラバ、未ダ私ガ法律ノ研究ガ足ラズシテ、ソレ等ノ適法ナル法律ノ存立シテ居ルコトヲ知ラヌノカモ知レマセヌガ、不肖ナガラ私モ法律家ノ一人ト致シマシテ、現行ノ法令等ハ聊カ研究致シテ居ル積デアリマスガ、未ダ曾テ警察官ガ第三者ノ行爲ニ附イテ、人ヲ呼出シ得ベシ、又尋問ヲ爲スベシト云フ法律ノ存立シテ居ルコトハ、發見シナイノデアリマス、ウレ故ニ政府ハ、果シテ警察官ハ、サウ云フ權限ヲ持ッテ居ルモノデアアルト主張ヲサレルヤ否ヤ、若シソレヲ持ッテ居ラナイトスルナラバ、其居ラナイト云フコトヲ、何レ事實ニ於テ發表セラル、デアラウト思ヒマスガ、免ニ角此點ニ附イテ、現政府ハドウ云フコトヲ主張サレルカ、其主張ヲ承リタイト云フノガ第一デアリマス、ウレカラ第二ノ點ハ、此物件

○西村淳藏君(六十二番) 此コトハ既ニ二三ノ同僚諸君ヨリモ、御請求ガ
アツタヤウデゴザイマスガ、常々議員ガ質問ヲ出ストキニ當テ、政府ハ甚
ダ答辯ノ仕方ガ、不親切デハナイカト思フ、ソレハ前例ニ依レバ、閉會ノ兩
三日前ト云フトキニ當テ、雨ノ如ク答辯書ガ來ルト云フコトデゴザイマス
カ、併ナガラ今ハ前ト違ヒマシテ、舉國一致朝野同體ト爲テ、國事ニ從ハ
ナケレバナラヌトキデアルカラ、如何ニ反對黨ノ出ヒテ質問ニシロ、又言ハ
ズモガナト云フ事柄ニシロ、少々ウルサイ位ノコトハ、忍ンデ男ヲシク親切
ニ答辯シテ貰ヒタイト思フ、近頃ノ政府ノ有様ヲ見レバ、特ニ吾々ノ慾目カ
ラ見テモ、餘リ活潑デナイ、況シテ反對黨ノ諸君カラ見レバ、不感服ナコト
デアラウト思フ、斯ノ如キコトメ敵ヲ求メルト云フコトハ、政略ニ於テモ、
政府ノ威信ニ於テモ、面白カラヌコトデゴザイマスカラ、宜シク速ニ而モ活
潑ニ勇氣ヲ出シテ、御答辯ヲ願ヒタイトデゴザイマス

○議長(片岡健吉君) チヨット諸君ニ御諮リシタイコトガゴザイマスガ、衆
議院議員選舉法改正案ノ委員長星亨君ヨリ、此時間ニ委員會ヲ開キタイト云
フコトデゴザイマスガ、御異議ガナケレバ、左様致シマス

第一 明治三十一年勅令第七十號(政府提出)
承諾ヲ求ムル件

(山田喜之助君演壇ニ登ル)

○山田喜之助君(二百八番) 委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、委員會ニ於キ
マシテハ、明治三十一年ノ第七十號ノ勅令ハ、承諾ヲ與ヘザルコトニ決シ
マシテゴザイマス、理由ハ別段ニ詳ニ申上ケル必要モナイノデゴザイマスケ
レドモ、委員會ニ上ボリマシタ所ノ極簡明ナコトダケヲ、御報告致サナケレ
バナラヌト思ヒマス、ソレハ外デハナイノデアリマス、問題ニナツテ居ル
所ノ勅令ガ、ソレ自身ニ於テ惡ルイト云フ理由ヲ決シタノデアリマス、
マス、當時ノ有様ニ照シテ見マスレバ、或ハ宜機ニ適シタモノデアラウ
ト云フコト、大體ノ趣意ハ否認ハセヌノデゴザイマス、併ナガラ皆様ガ積年
宿論トシテ御唱ニナツテ居ル所ノ衆議院議員選舉法ト云フモノハ、將ニ改
正セラレントシテ居ルノデゴザイマス、此際ニ於テ此勅令ニ事後ノ承諾ヲ與
ヘル必要ハナイ、管ニ必要ト云フモノガナキノミナラズ、與ヘルト云フコト
ハ、寧ろ論理上ノ衝突デ、不穩當デハアルマイカ、斯ウ云フ議論ガ勝ヲ占メ
タノデゴザイマス、他ニ枝葉ノ點モゴザイマスルケレドモ、ソレハ皆様大抵
御心附キデゴザイマスカラ、報告ハ是ダケニ致シテ置キマス

○議長(片岡健吉君) 武市庫太君

(武市庫太君演壇ニ登ル)

○武市庫太君(二百四十七番) 三十一年勅令第七十號ノ委員會ノ報告ハ、
今委員長カラ報告セラレマシタガ、私ハ此少數者ノ意見ヲ御報告ヲ致シマス、今
委員長カラ報告セラレマシタノニハ、此少數者ノ意見ノ所ガ、十分御報告ナ
リマセナンダガ、委員會ノ結果ハ、僅カ一名ノ差ヲ以テ、承諾ヲ與ヘザルコ
トニ決シタノデゴザイマスガ、吾々ハ其少數者ノ一人デゴザイマシテ、與ヘ
ルガ正當デアアル、即チ認メルガ宜シイト云フコトヲ主張シタ者デアリマス、

(委員長
報告)

諸君モ御承知ノ道、此三十一年勅令第七十號ト云フモノハ、選舉ノ弊害ヲ
矯正スルト云フコトニ重キヲ持ツタ所ノモノデアアルノデゴザイマス、デ、サ
ウシテ昨年ノ選舉ノ上ニハ、如何ナル效果ヲ現シタカト云フト、隨分此選舉
ノ害ト云フモノハ、之ガタメニ矯正セラレタ點ガ多クアルノデゴザイマス、
又諸君モ是等ハ十分御承知ニナツテ居ルコトデゴザイマス、サウ云フヤウナ
鹽梅デアアル、殊ニ又此度提出ニナリマシタ所ノ選舉改正法律案ヲ見マシテ
モ、八十一條以下ニハ、此勅令ノ第七十號ノ規定ノ中ノモノガ、大分採用
ラシテアルヤウデゴザイマス、サウ云フコトデアレバ、ナカクstatt云フコト
テ、證明シテ明ナコトデアアル、サウ云フヤウナコトデアレバ、ナカクstatt云フコト
ハ、證明シテ明ナコトデアアル、サウ云フヤウナコトデアレバ、ナカクstatt云フコト
果ノアツタ點ニ於キマシテモ、此第七十號ハ認メルト云フコトガ、正當ト言
ハナケレバナラヌノデアアル、殊ニ此政治家ノ德義ノ上カラ見マシテモ、此法
律ノ出來マシタノハ、昨年七月ノ十日ニ出シタモノデ、即チ前内閣ニ於テ
出シタモノデアアル、其前内閣ト云フモノハ、當時ノ憲政黨ガ内閣ヲ造ツタ所ノ
モノデアアルノデゴザイマス、唯是ガ多少非難ガアルトシマシテモ、吾々ハ其德
義ノ上カラ、之ヲ認メネバナラヌノニ、(ノウ)ト呼フ者アリ、此法律
ハ適當デアアル、效果モアルト、斯ウ云フコトデアリマシタナラバ、ドウシテモ
認メネバナラヌノデアアルト、吾々ハ考フルノデゴザイマス、若シ是等ヲ認メヌ
ト云フコトニナリマシタナラバ、殆ド此折角我國ニ於テ、始テ政黨内閣ノ端
緒ヲ開キマシタ、其内閣カラ出マシタ、而モ大隈伯爵トカ、或ハ板垣伯爵ト
カ申サユナ、政黨ノ首領株ガ列シテ居ラレル内閣カラ出マシタモノニ對シ
テ、即チ昨年ノ七月ニ出マシタモノヲ即チ今日ニ至ツテ效ガアルト認メナガ
ラ、之ヲ認メヌト云フコトニナリマシタナラバ、政黨内閣ト云フモノ、爲シ
タコトハ、殆ド無責任ト云フ批評ヲ受ケテモ仕方ガナイト思フノデゴザイ
マス(ノウ)ト呼フ者アリ、デゴザイマスカラシテ、吾々ハ之ヲ
認メルノガ、正當デアアルト云フコトニ決シマシタ次第デゴザイマス、此段ヲ
御報告致シマス、ドウゾ認メルト云フコトニ、御賛成ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 大岡育造君

(大岡育造君演壇ニ登ル)

○大岡育造君(四十五番) 本員ハ委員長ノ報告ヲ贊成スル者デゴザイマス、
唯今少數意見ヲ代表セラレタル所ノ議員ノ御演說ニ、此勅令ハ前内閣即チ憲
政黨内閣ニ於テ發布セラレタモノデアアルカラ、成ルベクソレヲ是認スル方ガ
穩當デアアルト云フコトデゴザイマス、如何ニモ前内閣施措ノ上デ之ヲ遺シテ
宜シイモノハ、務メテ私モ之ヲ遺シタイト思ヒマス、即チ本議院ニ於テ既
ニ認メラレタモノデ申シマシテ、彼ノ豫算ノ如キ、頗ル宏大ナルモノデ
ゴザイマス、是ハ幸ニシテ私共多年積極ノ主義ヲ主張シテ居リマシタモノ
其意味ト相一致シマシタカラ、ソレデ雙手ヲ擧ゲテ、之ヲ贊成シテ居リマシ
タルガ、故ニ私ノ意見ハ憲政黨内閣ニ於テ發表セラレタル案ナルガ故ニ、反
對スル者デハナイノデアリマス、出來得ルナラバ之ヲ保存シタイト思ヒマス
アラウト信ジマス、如何ニモ此緊急勅令ヲ發セラレマスル時代ニ於キマシ
テハ、多年累ツテ來マシタ所ノ弊害ガゴザイマシテ、此弊害ヲ救済スル必要
ノアツタコトハ、私モ之ヲ認メマス、併ナガラ其弊害ヲ救済スルコトノ必
要ハ認メマスルケレドモ、過度ニ人權ヲ擯ゲマシタ所ノ法律ハ、私ハ之ヲ

認メルコトが出来ヌノデアル、特ニ始テ出来タ所ノ政黨内閣云々ト云フコト
 デゴザリマシタガ、其言葉ニ附イテハ私ハ申シマセケレドモ、非藩閥ノ内
 閣ニ於テ、豫テ權利ヲ主張シテ自由ヲ唱ヘマシタ諸君ヲ以テ内閣ヲ造ラレ
 タ、其時代ニ於テ發布セラレタ所ノ此法律、否ナ、勅令ガ甚ダ人權ヲ害シ、
 自由ヲ妨グルノ結果ガゴザリマシタ以上ニハ、之ヲ否決スルノガ當然デア
 ウト私ハ思フノデアル(「ヒヤ」ト呼フ者アリ、又「モウ宜イ」ト呼フ
 者アリ)テ、此法律ノ如キモ唯憲政黨デアル、若クハ何黨デアルト云フヤ
 ウナ利害ヲ以テ申シマシタナラバ、今現ニ政府ノ側ニ立チマスル方ノ眼ヲ以
 テ見マシタナラバ、斯ノ如キノ案ハアル方宜シイノデアル、私モ即チ其一
 人デアアルカラ、若シ友達ヲ得タイト思フナラバ、此案ヲ遺シテ置イタ方ガ、
 蓋シ利益デアアルカモ知レナイノデアル、併ナガラ斯ノ如キ時代ニ於テ、人ノ
 權利ヲ妨グ、自由ヲ妨グテ、尙ホ友達ヲ得ルマデニ私ハ渴ヘテ居ナイノデ
 アル、何ヲ以テ之ヲ言フカト申シマシタナラバ、此法律ノ上ニ最モ缺點ト致シ
 スルコトハ、寧ロ不備ト致シマセウカ、選舉ニ關シ其前後ヲ問ハズ左ノ各項ニ
 該當スル行爲アル者ハ、一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ、又ハ云々ト、斯
 ウゴザリマス、選舉ニ關スト云フテ何デモ良イ意味デモ、惡ルイ意味デモ、
 選舉デアリサヘスレバ、皆其罰ノ中ニ加ヘルヤウニナラヌデアアル、ツレカラ
 其前後ヲ問ハズト云フノデアアルカラ、選舉前ガ惡ルイカト云ヘバ、選舉後モ惡
 ルイト云フノデアアル、何ヲ其中デ惡ルイト云フコトラスルノカト云ヘバ、如何
 ニモ誠ニ弊害ノアル惡ルイコトガアル、其惡ルイコトヲ一々列記セラレタ點
 ハ、今度ノ衆議院選舉法ノ規則ヲモ載セテゴザリマシテ、採用セラレテゴザ
 イマスケレドモ、左程惡クモナイ事柄デ、此罰ノ中ニ這入ッテ居ルコトデア
 今ノ時代ニ於キマシテハ、殊ニ私共ガ愉快ヲ感ズルノハ、集會ノ自由デア
 ル、集會社法ヲ類ニ改良シテ、其自由ノ主義ニ向ハシコトヲ主張セラレタ
 所ノ兩黨ノ諸君ニ於テ、靜ニ考ヘラレタナラバ、必ズ御同感デアラウト私ハ
 考ヘマス、選舉人ガ被選舉人ヲ頼マレタデモナシ、迎ヘマシタデモナシ、
 一ツノ己ノ望ヲ達シタイ、己ノ希望善良ナル希望ヲ達シタイメニ、會合ヲ
 開ク、集會ヲ致シマシテ、今度ハドウ云フ議員ヲ選マウカ、自由ノ主義ニシ
 ヤウカ、進歩ノ主義ニシヤウカ、將テ國民主義ニシヤウカ、彼ハ長シ此ハ短
 シト評論スル其間ニ於イテ、辨當ヲ使フコトモゴザリマセウ、又酒ヲ飲ムコト
 モゴザリマセウ、國民既ニ參政ノ權利ヲ得タル此參政ノ權ヲ得タ場合ニ於テ、
 一杯ノ酒ヲ酌ンデ時事ヲ談ズルコトハ、甚ダ愉快ナコトデゴザリマセウカ
 (「モウ分ツ」ト呼フ者アリ)斯ノ如キノ愉快ナルコトハ、國民ノ皆自由ト權
 利ノ上ノ賜モノデアアルノデアル、然ルニ此行爲ヲ罰スルノハ何事デアアル、現
 ニ近頃大審院ノ判決ニ依リマスルト云フト、此意味ガ餘程惡ルイ意味ニマデ
 解釋セラレテ居ル、未ダ此緊急勅令ガ地方ニ到著ラシテ居ラナイ、マダ人民
 ニ分ツテ居ラヌ時分ニ誰ヲ選マウ、今度ハドウシヤウト、選舉人同志ノ會合
 フ警察官ガ即チ捕ヘテ、問題トシテ遂ニ罰シタノデアアル、大審院ノ判決ハマ
 ダ知ラヌト云フケレドモ、此緊急勅令ハ即日カラ實行スルト云フノデアアルカ
 ラ、向フマデ届カズトモ、之ヲ實行シナケレバナラヌト云フモノデアアルト、
 斯ウ窮屈ニマデ解釋シテ、此中ノ議員ヲ選舉シタル其選舉人ノ集會ノ人ヲ罰
 シタト云フ例モゴザイマス、マダ今日此コトガ此議員ニ選バレタル人ニ連絡
 ヲシテ居ラヌ、隨分迷惑ヲ掛ケテ居ラウト私ハ信ズル、唯今利光鶴松

君ガ警察官カラ、食客ノ寫眞ヲ持ッテ來イト云ツタ、怪シカラヌ、憲法野
 デアル、ト斯ウ言ハレタノデアアル、如何ニモ正確ニ言ヘバ、之ヲ論ズルコト
 モ出來マスガ、ツレト較ベテ幾ラノ差ガゴザイマセウカ、權利ヲ主張シテ自
 由ヲ尊ム諸君ノ眼ヲ以テ、心ヲ以テ、之ヲ判斷シタナラバ、人ノ投票ヲ酒ヲ
 以テ取ルカ、金ヲ以テ取ルカ、或ハ亂暴シテ取ルナラバ、是ハ宜シク罰スベ
 シ、若シモサウ云フ意味ニ於テ御馳走ヲスルナラバ、宜シク罰スベシデゴザ
 イマスガ、サウデモナク、眞ニ善良ナル心ヲ以テ誰ヲ選マウカ、彼ヲ選マウ
 カト云フ相談ニ酒ヲ飲ンダ、其酒ヲ飲ンダ時分ノ費用若干ヲ選舉人ガ出シ
 ト云ヘバツレバ捕ヘルト云フノハ、甚ダ其當ヲ得ナイノデアアル、私ハ此コト
 ニ附イテハ頗ル好イ位地ニ居ルノデアアル、幸ニシテ此勅令ノ下ニ立ッテ、選
 舉ニ好結果ヲ得マシタガ、其實ハ反對シタ者ガナカクツタノデアアル、私ノ選舉
 ダケハ幸ニ競争ニナラナカクツタノデゴザリマスカラ、私ハ酒ヲ飲マセテ、若
 クハ無理頼ヲシテ、投票ヲ集ムルノ必要ハナカクツタノデゴザリマス(「分ツ
 分ツ」ト呼フ者アリ)モウ少シ聽キタマヘ、而シテ斯ル場合ニ於テモ、尙ホ
 此勅令ノ下ニ於テ勅令ノタメニ餘程窮屈ナル目ニ逢ツタノデアアル、ナゼ逢
 タカト云ヒマスレバ、私ガ選舉區ヲズウツト回リマスル間ニ於イテ、宿屋モ
 ナケレバ(「無用々々」ト呼フ者アリ)料理屋モナイ所ニ於テ、私ガ泊ルノハ友
 達ノ家デアアル、其友達ノ家ニ泊ル時分ニ、唯此馳走ヲスレバ、直グツレガ問
 題ニナルト云フ所カラシテ、是ガタメニ私ノ受ケタ所ノ不便ハ、何程デア
 カト言ヘバ、況ヤ競争ヲセラレタル諸君デハ、餘程ナ不便ガアツタラウト私
 ハ考ヘルガ故ニ、此法律ヲ私ハ強テ攻撃スル者デモナイガ、諸君ノタメニモ
 之ヲ可決セラレ、コトガ宜カラウト思ヒマス、既ニ又選舉規則モ——選舉法
 モ改マリマシテ、其中ニ最モ宜シイモノダケハ、皆籠ツテ居リマスカラ、委
 員長ノ報告通りニ可決セラレントコトヲ希望致シマス

(「贊成々々」討論終結)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 採決シヤウト思ヒマス、本案ハ承諾ヲ與ヘルヤ否ヤト
 云フ問題デアリマスルカラ、承諾ヲ與ヘルト云フ方ノ起立ヲ採リマス

(「與ヘルト云フ方デスカ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 與ヘルト云フ方先キニ……

(「委員長ノ反對デスカ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 是ハ少數意見ノ方ヲ先キニ採決スル……

(「委員長ノ反對デスカ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) サウデス、委員長ノ反對ノ方ヲ先キニ採決スル、此勅
 令ニ承諾ヲ與ヘルト云フノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、此勅令ニ承諾ヲ與ヘナイコトニ決シ
 マス

(拍手起ル)

○永田佐次郎君(八番) 沖繩縣土地整理法案ノ委員會ヲ開キタウゴザイマス
 カラ……

○議長(片岡健吉君) 八番カラ沖繩縣土地整理法案ノ委員會ヲ開キタイト云
 フコトデゴザイマスルカラ、御異議ガナケレバ、之ヲ許スコトニ致シマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○大岡育造君(四十五番) 是ヨリ商法修正案ノ委員會ヲ開キタウゴザイマス
○議長(片岡健吉君) 委員長ノ大岡育造君ヨリ、是ヨリ商法ノ委員會ヲ開キ
タイト云フコトデアリマスルカラ、御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス
○古谷新作君(百九十二番) 特許法外二件ノ委員會ヲ開キタウゴザイマス
カ
○議長(片岡健吉君) 百九十二番カラ特許法其他二件ノ委員會ヲ開キタイト
云フコトデアリマスルカラ、御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス
○鹽田忠左衛門君(二番) 二十九年年度豫備金支出ノ件外七件委員會ヲ開キ
ウゴザイマス
○議長(片岡健吉君) 今鹽田忠左衛門君カラ、二十九年年度豫備金支出ノ委員
會ヲ開キタイト云フコトデアリマス、御異議ガナケレバ、許スコトニ致シマス
○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第二、國籍法案ノ第二讀會ヲ開キマス、議
案ノ朗讀ヲ省キマス——第一條カラ第四條マデハ原案ノ通テ御異議アリマセ
ヌカ

第二 國籍法案(政府提出貴族院送付)
第二讀會
○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 第五條ニハ修正ガアリマスルカラ、第五條ヲ議題ニ供
シマス
○望月長夫君(十九番) 修正ノ理由ヲ述ベマス
(望月長夫君演壇ニ登ル)

○望月長夫君(十九番) 私ハ此國籍法第五條ノ第二項ヲ削除シタイト云フ意
見ヲ有ツテ居ルンデス——第二號ヲ削除スル、從ツテ其結果トシテ第十六條
第十八條ニ修正ヲ加ヘルコトガ、必要ニナツテ來ル、之ガ國際ニ影響スル
分重大問題デゴザイマスルカラ、暫ク御靜聽ヲ願ヒタイ、此第五條ニ外國
人ガ日本ノ國籍ヲ取得スル場合ヲ五箇條極メテアル、其中ノ第五、歸化ヲ除
イタ外ハデス、身分ノ取得ニ依ツテ外國人ガ日本タル場合ヲ規定シテアル、
此一カラ四マデノ中ノ第二號ダケハ、外ノ二號トハ大變懸離レテ、違ツタ規
定ニナツテ居ルモノデアルト云フコトヲ第一ニ御記憶ヲ願ヒタイ、一號ノ如
キ外國人ガ日本人ノ妻ニナツタ場合ニハ、此外國人ハ當然日本人ノ夫ノ權利
ノ下ニ附クモノ、夫ノ夫權ノ下ニ附ク場合、第三號ノ父母ニ依ツテ——日本
人ノ父母ニ依ツテ認知セラレタ場合モ無論、是ハ子トナツテ來ル場合デア
カラ、親權ノ下ニ——親權利ノ下ニ服從スル場合デアアル、第四モ日本人ノ養
子トナル場合デアリマスルカラ、矢張日本人ノ父ノ權利ノ下ニ、即チ親權ノ下
ニ服從スル場合デアアル、獨リ第一ダケハ日本ノ女戸主ト婚姻シタル場合ニハ、
直チニ戸主トナツテ、女戸主ヲ凌駕シテ、其上ニ戸主トナル、一時ニ戸主ノ
權利ト夫ノ權利ヲ持ツ、即チ獨立シタル人間トナル、外ノ場合ノ如クニ夫
ナリ親ナリノ權利ノ下ニ服從スルノデハナクテ、日本ノ女ノ上ニ戸主ノ權
利ト夫ノ權利トヲ持ツテ、直チニ獨立ノ人間ニナルノデアアル、是ガ外ノ場
合トハ違ツタ場合デアアルト云フコトナラズ、加之ナラズ一號カラ四號マ
デノ間ニ、外ノモノハ大抵外國ニモ多ク此例ガ出來テアル、獨リ此第二號

ダケハ、日本限ノモノ、日本デ始テ拵ヘタモノデアルト云フコトヲ御記憶
ヲ願ヒタイ、ナゼナラバ西洋諸國ノ法律デハ、無論入夫ト云フコトヲ認メズ、
普通ノ結婚ト認メルカラ、斯様ノ場合ニハ矢張普通ノ結婚トナツテ、妻デ
アル者ノ方ハ、夫ノ權利ノ方ニ服從スル、即チ夫ノ——入夫ト云フ夫ノ權
利ノ方デ、妻トナツタ女戸主、勿論女戸主ト云フモノハアリマセヌケレド
モ、資産ヲ持ツテ居ルモ、矢張夫ノ方ニ這入ル、所ガ獨リ此場合バカリハ
是ハ日本バカリデ、斯ウ云フ規定ガ出來タノデアアル、サウシテ是ガ外ノ場合
ト大變違ヒマスルノハ、勿論日本人ノ妻トナツタ場合ノ如キデモ、或ハ日本
人ニ依ツテ認知セラレタ場合ノ如キデモ、養子トナツタ場合ノ如キデモ、隨分
本國ノ國籍ヲ失ハズシテ、日本人トナル場合モ生ジマセウガ、本國ノ規定ニ
依ツテデス、是ハ最モ明白ニシテ、何レノトキデモ二重ノ國籍ヲ生ズルノハ、
即チ此第二ノ場合デアアル、今申シマシタ通外國デハ、斯ウ云フ規定ヲ致シテ
居リマセヌカラ、日本人ノ入夫ニナツタガタメニ、其本國ニ於テ國籍ヲ失ウ
タルモノトハナリマセヌ、佛蘭西人ヲ入夫ニ取レバ、佛蘭西ニ於テハ矢張佛
蘭西人ノ分限ヲ持ツテ居ル、ソレガ同時ニ日本ニ於テ直チニ日本人トナツテ、
サウシテ第九條ニ多少ノ制限ハ、第十六條ニ多少ノ制限ハ、即チ同時ニ外國人
モ、此制限外ノ總テノ公權總テノ私權ヲ得ルノデアアル、即チ同時ニ外國人
ル者ガ、同時ニ日本ニ於テ日本人トシテ總テノ公權私權ヲ得ルノデアアル、第
十六條制限以外ノ權利ヲ得ル、全體外國人ガ國籍ヲ取得スル場合ヲ制限シ
ケレバナラヌト云フ理由ハ、是ハ申上ケル必要ハナイト思ヒマス、所謂其國
ニ生レタ者デナケレバ、其國ヲ愛スル念慮ガ少イモノデアルカラ、容易ニ外
國人ヲ引入レテ日本人ト同様ノ權利ヲ與ヘルコトガ出來ナイ、斯ウ云フコト
ハ分リ切ツタ話デアアル、ソレデ此法律ニ於キマシテモ、外國人ニ歸化ヲ許ス
場合、外國人ガ獨立ノ人トナツテ日本ニ這入ツテ來ル場合ハ、第七條ニ於テ
五箇條ノ重大ナ條件ヲ備ヘテ、而シテ此條件ヲ缺クト云フト、日本人トナ
ナイト云フコトニナツテ居ルノデゴザイマス、然ルニ此第二號ノ日本人ノ入
夫トナルト云フ場合ハ、極テ容易ニ日本人トナルノデアアル、日本ノ戶籍法
ニ依リマスルト、分家ヲスルコトニハ、何等ノ制限モナイ、女ノ子ニ分家ヲ
サセルト云フ一ノ居書ヲ出セバ、直ニ此者ハ女戸主トナル、ソレデ西洋諸國
ノ如キハ、幾分カ婚姻ヲ重ズル風習ニナツテ居リマスルカラ、サウ云フコトハ
出來マスマイケレドモ、對岸ノ大國ノ如キ婚姻ヲ左程重大ノコト、思ハヌ人
間ガ、若シ日本ノ國籍ヲ得ヤウトシマシテモ、職業婦デモ何デモ其者ノ親ナ
リ兄ナリニ承諾サセテ、サウシテ是ト結婚ヲスル、分家ヲサセテ置イテ、是
ト結婚致シマシテモ、其分家ト云フモノニハ、一ノ資産モナク、一ノ家屋モ
持タナイ者デモ、今申ス分家ト云フ名前ガ附キマス、直チニ此者ト婚姻シタ
ル者ハ、入夫トナリマス、左様ナコトニナリマスレバ、是ハ餘程危險ナ法律
デアラウト思ヒマス、勿論入夫ユスル場合ニハ、一年以上日本ニ住居
タ場合デナケレバナラヌシ、又内務大臣ガ是ヲ許可スル場合ニ此條件ノ外
ニ品行端正デナケレバナラナイト云フダケニナツテ居ル、一年以上日本ニ住
ンデ居ル、品行端正デアアルトナツテ居リマスルガデス、隨分日本人相手ノ
コトデアレバ、品行ガ端正デアアルカナイカト云フヤウナコトモ、内務大臣ガ
願書ヲ押ヘテ居ルコトモ容易デゴザイマセウケレドモ、一ノ人ヲ捕ヘテ、品
行端正ナラザル人デアルト云フノニ、外國人ヲ相手ニシテ品行端正デナイカ
ラ、入夫トナルコトヲ許サナイト云フノハ、必ラズ顯レタル事實ガナケレ

第二讀會
○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 第五條ニハ修正ガアリマスルカラ、第五條ヲ議題ニ供
シマス
○望月長夫君(十九番) 修正ノ理由ヲ述ベマス
(望月長夫君演壇ニ登ル)

○望月長夫君(十九番) 私ハ此國籍法第五條ノ第二項ヲ削除シタイト云フ意
見ヲ有ツテ居ルンデス——第二號ヲ削除スル、從ツテ其結果トシテ第十六條
第十八條ニ修正ヲ加ヘルコトガ、必要ニナツテ來ル、之ガ國際ニ影響スル
分重大問題デゴザイマスルカラ、暫ク御靜聽ヲ願ヒタイ、此第五條ニ外國
人ガ日本ノ國籍ヲ取得スル場合ヲ五箇條極メテアル、其中ノ第五、歸化ヲ除
イタ外ハデス、身分ノ取得ニ依ツテ外國人ガ日本タル場合ヲ規定シテアル、
此一カラ四マデノ中ノ第二號ダケハ、外ノ二號トハ大變懸離レテ、違ツタ規
定ニナツテ居ルモノデアルト云フコトヲ第一ニ御記憶ヲ願ヒタイ、一號ノ如
キ外國人ガ日本人ノ妻ニナツタ場合ニハ、此外國人ハ當然日本人ノ夫ノ權利
ノ下ニ附クモノ、夫ノ夫權ノ下ニ附ク場合、第三號ノ父母ニ依ツテ——日本
人ノ父母ニ依ツテ認知セラレタ場合モ無論、是ハ子トナツテ來ル場合デア
カラ、親權ノ下ニ——親權利ノ下ニ服從スル場合デアアル、第四モ日本人ノ養
子トナル場合デアリマスルカラ、矢張日本人ノ父ノ權利ノ下ニ、即チ親權ノ下
ニ服從スル場合デアアル、獨リ第一ダケハ日本ノ女戸主ト婚姻シタル場合ニハ、
直チニ戸主トナツテ、女戸主ヲ凌駕シテ、其上ニ戸主トナル、一時ニ戸主ノ
權利ト夫ノ權利ヲ持ツ、即チ獨立シタル人間トナル、外ノ場合ノ如クニ夫
ナリ親ナリノ權利ノ下ニ服從スルノデハナクテ、日本ノ女ノ上ニ戸主ノ權
利ト夫ノ權利トヲ持ツテ、直チニ獨立ノ人間ニナルノデアアル、是ガ外ノ場
合トハ違ツタ場合デアアルト云フコトナラズ、加之ナラズ一號カラ四號マ
デノ間ニ、外ノモノハ大抵外國ニモ多ク此例ガ出來テアル、獨リ此第二號

ダケハ、日本限ノモノ、日本デ始テ拵ヘタモノデアルト云フコトヲ御記憶
ヲ願ヒタイ、ナゼナラバ西洋諸國ノ法律デハ、無論入夫ト云フコトヲ認メズ、
普通ノ結婚ト認メルカラ、斯様ノ場合ニハ矢張普通ノ結婚トナツテ、妻デ
アル者ノ方ハ、夫ノ權利ノ方ニ服從スル、即チ夫ノ——入夫ト云フ夫ノ權
利ノ方デ、妻トナツタ女戸主、勿論女戸主ト云フモノハアリマセヌケレド
モ、資産ヲ持ツテ居ルモ、矢張夫ノ方ニ這入ル、所ガ獨リ此場合バカリハ
是ハ日本バカリデ、斯ウ云フ規定ガ出來タノデアアル、サウシテ是ガ外ノ場合
ト大變違ヒマスルノハ、勿論日本人ノ妻トナツタ場合ノ如キデモ、或ハ日本
人ニ依ツテ認知セラレタ場合ノ如キデモ、養子トナツタ場合ノ如キデモ、隨分
本國ノ國籍ヲ失ハズシテ、日本人トナル場合モ生ジマセウガ、本國ノ規定ニ
依ツテデス、是ハ最モ明白ニシテ、何レノトキデモ二重ノ國籍ヲ生ズルノハ、
即チ此第二ノ場合デアアル、今申シマシタ通外國デハ、斯ウ云フ規定ヲ致シテ
居リマセヌカラ、日本人ノ入夫ニナツタガタメニ、其本國ニ於テ國籍ヲ失ウ
タルモノトハナリマセヌ、佛蘭西人ヲ入夫ニ取レバ、佛蘭西ニ於テハ矢張佛
蘭西人ノ分限ヲ持ツテ居ル、ソレガ同時ニ日本ニ於テ直チニ日本人トナツテ、
サウシテ第九條ニ多少ノ制限ハ、第十六條ニ多少ノ制限ハ、即チ同時ニ外國人
モ、此制限外ノ總テノ公權總テノ私權ヲ得ルノデアアル、即チ同時ニ外國人
ル者ガ、同時ニ日本ニ於テ日本人トシテ總テノ公權私權ヲ得ルノデアアル、第
十六條制限以外ノ權利ヲ得ル、全體外國人ガ國籍ヲ取得スル場合ヲ制限シ
ケレバナラヌト云フ理由ハ、是ハ申上ケル必要ハナイト思ヒマス、所謂其國
ニ生レタ者デナケレバ、其國ヲ愛スル念慮ガ少イモノデアルカラ、容易ニ外
國人ヲ引入レテ日本人ト同様ノ權利ヲ與ヘルコトガ出來ナイ、斯ウ云フコト
ハ分リ切ツタ話デアアル、ソレデ此法律ニ於キマシテモ、外國人ニ歸化ヲ許ス
場合、外國人ガ獨立ノ人トナツテ日本ニ這入ツテ來ル場合ハ、第七條ニ於テ
五箇條ノ重大ナ條件ヲ備ヘテ、而シテ此條件ヲ缺クト云フト、日本人トナ
ナイト云フコトニナツテ居ルノデゴザイマス、然ルニ此第二號ノ日本人ノ入
夫トナルト云フ場合ハ、極テ容易ニ日本人トナルノデアアル、日本ノ戶籍法
ニ依リマスルト、分家ヲスルコトニハ、何等ノ制限モナイ、女ノ子ニ分家ヲ
サセルト云フ一ノ居書ヲ出セバ、直ニ此者ハ女戸主トナル、ソレデ西洋諸國
ノ如キハ、幾分カ婚姻ヲ重ズル風習ニナツテ居リマスルカラ、サウ云フコトハ
出來マスマイケレドモ、對岸ノ大國ノ如キ婚姻ヲ左程重大ノコト、思ハヌ人
間ガ、若シ日本ノ國籍ヲ得ヤウトシマシテモ、職業婦デモ何デモ其者ノ親ナ
リ兄ナリニ承諾サセテ、サウシテ是ト結婚ヲスル、分家ヲサセテ置イテ、是
ト結婚致シマシテモ、其分家ト云フモノニハ、一ノ資産モナク、一ノ家屋モ
持タナイ者デモ、今申ス分家ト云フ名前ガ附キマス、直チニ此者ト婚姻シタ
ル者ハ、入夫トナリマス、左様ナコトニナリマスレバ、是ハ餘程危險ナ法律
デアラウト思ヒマス、勿論入夫ユスル場合ニハ、一年以上日本ニ住居
タ場合デナケレバナラヌシ、又内務大臣ガ是ヲ許可スル場合ニ此條件ノ外
ニ品行端正デナケレバナラナイト云フダケニナツテ居ル、一年以上日本ニ住
ンデ居ル、品行端正デアアルトナツテ居リマスルガデス、隨分日本人相手ノ
コトデアレバ、品行ガ端正デアアルカナイカト云フヤウナコトモ、内務大臣ガ
願書ヲ押ヘテ居ルコトモ容易デゴザイマセウケレドモ、一ノ人ヲ捕ヘテ、品
行端正ナラザル人デアルト云フノニ、外國人ヲ相手ニシテ品行端正デナイカ
ラ、入夫トナルコトヲ許サナイト云フノハ、必ラズ顯レタル事實ガナケレ

第二讀會
○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 第五條ニハ修正ガアリマスルカラ、第五條ヲ議題ニ供
シマス
○望月長夫君(十九番) 修正ノ理由ヲ述ベマス
(望月長夫君演壇ニ登ル)

○望月長夫君(十九番) 私ハ此國籍法第五條ノ第二項ヲ削除シタイト云フ意
見ヲ有ツテ居ルンデス——第二號ヲ削除スル、從ツテ其結果トシテ第十六條
第十八條ニ修正ヲ加ヘルコトガ、必要ニナツテ來ル、之ガ國際ニ影響スル
分重大問題デゴザイマスルカラ、暫ク御靜聽ヲ願ヒタイ、此第五條ニ外國
人ガ日本ノ國籍ヲ取得スル場合ヲ五箇條極メテアル、其中ノ第五、歸化ヲ除
イタ外ハデス、身分ノ取得ニ依ツテ外國人ガ日本タル場合ヲ規定シテアル、
此一カラ四マデノ中ノ第二號ダケハ、外ノ二號トハ大變懸離レテ、違ツタ規
定ニナツテ居ルモノデアルト云フコトヲ第一ニ御記憶ヲ願ヒタイ、一號ノ如
キ外國人ガ日本人ノ妻ニナツタ場合ニハ、此外國人ハ當然日本人ノ夫ノ權利
ノ下ニ附クモノ、夫ノ夫權ノ下ニ附ク場合、第三號ノ父母ニ依ツテ——日本
人ノ父母ニ依ツテ認知セラレタ場合モ無論、是ハ子トナツテ來ル場合デア
カラ、親權ノ下ニ——親權利ノ下ニ服從スル場合デアアル、第四モ日本人ノ養
子トナル場合デアリマスルカラ、矢張日本人ノ父ノ權利ノ下ニ、即チ親權ノ下
ニ服從スル場合デアアル、獨リ第一ダケハ日本ノ女戸主ト婚姻シタル場合ニハ、
直チニ戸主トナツテ、女戸主ヲ凌駕シテ、其上ニ戸主トナル、一時ニ戸主ノ
權利ト夫ノ權利ヲ持ツ、即チ獨立シタル人間トナル、外ノ場合ノ如クニ夫
ナリ親ナリノ權利ノ下ニ服從スルノデハナクテ、日本ノ女ノ上ニ戸主ノ權
利ト夫ノ權利トヲ持ツテ、直チニ獨立ノ人間ニナルノデアアル、是ガ外ノ場
合トハ違ツタ場合デアアルト云フコトナラズ、加之ナラズ一號カラ四號マ
デノ間ニ、外ノモノハ大抵外國ニモ多ク此例ガ出來テアル、獨リ此第二號

ダケハ、日本限ノモノ、日本デ始テ拵ヘタモノデアルト云フコトヲ御記憶
ヲ願ヒタイ、ナゼナラバ西洋諸國ノ法律デハ、無論入夫ト云フコトヲ認メズ、
普通ノ結婚ト認メルカラ、斯様ノ場合ニハ矢張普通ノ結婚トナツテ、妻デ
アル者ノ方ハ、夫ノ權利ノ方ニ服從スル、即チ夫ノ——入夫ト云フ夫ノ權
利ノ方デ、妻トナツタ女戸主、勿論女戸主ト云フモノハアリマセヌケレド
モ、資産ヲ持ツテ居ルモ、矢張夫ノ方ニ這入ル、所ガ獨リ此場合バカリハ
是ハ日本バカリデ、斯ウ云フ規定ガ出來タノデアアル、サウシテ是ガ外ノ場合
ト大變違ヒマスルノハ、勿論日本人ノ妻トナツタ場合ノ如キデモ、或ハ日本
人ニ依ツテ認知セラレタ場合ノ如キデモ、養子トナツタ場合ノ如キデモ、隨分
本國ノ國籍ヲ失ハズシテ、日本人トナル場合モ生ジマセウガ、本國ノ規定ニ
依ツテデス、是ハ最モ明白ニシテ、何レノトキデモ二重ノ國籍ヲ生ズルノハ、
即チ此第二ノ場合デアアル、今申シマシタ通外國デハ、斯ウ云フ規定ヲ致シテ
居リマセヌカラ、日本人ノ入夫ニナツタガタメニ、其本國ニ於テ國籍ヲ失ウ
タルモノトハナリマセヌ、佛蘭西人ヲ入夫ニ取レバ、佛蘭西ニ於テハ矢張佛
蘭西人ノ分限ヲ持ツテ居ル、ソレガ同時ニ日本ニ於テ直チニ日本人トナツテ、
サウシテ第九條ニ多少ノ制限ハ、第十六條ニ多少ノ制限ハ、即チ同時ニ外國人
モ、此制限外ノ總テノ公權總テノ私權ヲ得ルノデアアル、即チ同時ニ外國人
ル者ガ、同時ニ日本ニ於テ日本人トシテ總テノ公權私權ヲ得ルノデアアル、第
十六條制限以外ノ權利ヲ得ル、全體外國人ガ國籍ヲ取得スル場合ヲ制限シ
ケレバナラヌト云フ理由ハ、是ハ申上ケル必要ハナイト思ヒマス、所謂其國
ニ生レタ者デナケレバ、其國ヲ愛スル念慮ガ少イモノデアルカラ、容易ニ外
國人ヲ引入レテ日本人ト同様ノ權利ヲ與ヘルコトガ出來ナイ、斯ウ云フコト
ハ分リ切ツタ話デアアル、ソレデ此法律ニ於キマシテモ、外國人ニ歸化ヲ許ス
場合、外國人ガ獨立ノ人トナツテ日本ニ這入ツテ來ル場合ハ、第七條ニ於テ
五箇條ノ重大ナ條件ヲ備ヘテ、而シテ此條件ヲ缺クト云フト、日本人トナ
ナイト云フコトニナツテ居ルノデゴザイマス、然ルニ此第二號ノ日本人ノ入
夫トナルト云フ場合ハ、極テ容易ニ日本人トナルノデアアル、日本ノ戶籍法
ニ依リマスルト、分家ヲスルコトニハ、何等ノ制限モナイ、女ノ子ニ分家ヲ
サセルト云フ一ノ居書ヲ出セバ、直ニ此者ハ女戸主トナル、ソレデ西洋諸國
ノ如キハ、幾分カ婚姻ヲ重ズル風習ニナツテ居リマスルカラ、サウ云フコトハ
出來マスマイケレドモ、對岸ノ大國ノ如キ婚姻ヲ左程重大ノコト、思ハヌ人
間ガ、若シ日本ノ國籍ヲ得ヤウトシマシテモ、職業婦デモ何デモ其者ノ親ナ
リ兄ナリニ承諾サセテ、サウシテ是ト結婚ヲスル、分家ヲサセテ置イテ、是
ト結婚致シマシテモ、其分家ト云フモノニハ、一ノ資産モナク、一ノ家屋モ
持タナイ者デモ、今申ス分家ト云フ名前ガ附キマス、直チニ此者ト婚姻シタ
ル者ハ、入夫トナリマス、左様ナコトニナリマスレバ、是ハ餘程危險ナ法律
デアラウト思ヒマス、勿論入夫ユスル場合ニハ、一年以上日本ニ住居
タ場合デナケレバナラヌシ、又内務大臣ガ是ヲ許可スル場合ニ此條件ノ外
ニ品行端正デナケレバナラナイト云フダケニナツテ居ル、一年以上日本ニ住
ンデ居ル、品行端正デアアルトナツテ居リマスルガデス、隨分日本人相手ノ
コトデアレバ、品行ガ端正デアアルカナイカト云フヤウナコトモ、内務大臣ガ
願書ヲ押ヘテ居ルコトモ容易デゴザイマセウケレドモ、一ノ人ヲ捕ヘテ、品
行端正ナラザル人デアルト云フノニ、外國人ヲ相手ニシテ品行端正デナイカ
ラ、入夫トナルコトヲ許サナイト云フノハ、必ラズ顯レタル事實ガナケレ

バ、外國人ガナカノ、承知スマイ、ソレデ是位ノ條件デキス、日本人ノ入夫
 トナ、第七條ニ於テ歸化ノ條件ヲ備ヘタ精神ヲ全減スルコトニ致シマシタナ
 考ヘマス、ソレデ私ハ是非トモ此第五條ノ第二號ト云フモノヲ削除致シタ
 イ、第五條第二項ヲ削除致シマス、ドウナルカト云ヘバ、唯此第十八條バ
 カリ働キマスカラ、ソレデ外國人ト婚姻シタ婦女ト同様、此者ハ矢張外國
 人トナル、外國人ト婚姻シタ妻ト同様ノ取扱ヲ受ケルコトニナリマス、是ハ
 随分不都合ノヤウニ見エマスケレドモ、戸主ノ權利ヲ外國人ニ與ヘ、夫トシ
 テ是ニ服従スル意思ヲ表明スル女ハ、其者ノ妻トナシテ同様ノ心ヲ有
 テ、外國人ニ仕ヘルニ相違ナイノデアアル、斯ノ如キ場合ニハ此夫ノ方即チ果
 シテ日本ヲ愛スル心ガアルヤ否ヤ分ラヌ、夫ノ方ヲ日本ノ國籍ニ入レルヨリ
 モ、全然外國人ニ服従ノ意思ヲ表明シタ女戸主ガ、日本ノ國籍ヲ失フ方ガ安
 全デアアル、併ナガラ民法ノ規定ノ中ニハ、女戸主ガ入夫ヲ取ツタ場合ニハ、此
 入夫ガ當然戸主トナル、併ナガラ當事者ガ反對ノ意思ヲ表明シテ置ケバ、此
 限デナイ、斯ウ云フ規定ガアル、ソレデ婚姻シタ後デモ、尙ホ女戸主ノ權
 利ヲ保存スルコトヲ法律デ許シテ居ルカラ、女戸主トシテ外國人ヲ入夫ニ
 取ツタ後モ、女戸主トシテ其儘存在シテ居ルモノニ對シテハ、私ハ直チニ國
 籍ヲ失ハシメズトモ宜シイ、是ダケハ十八條ニ至リテ取除ヲ存シテ置キタイ、
 サウシテ入夫トナル方ノモノハ、全然歸化ノ條件ヲ備ヘタ場合ニハ、即チ日
 本人ト致シマスレバ、聊カ差支ヲ生ジテ來マセヌ、ソレデ斯様ナ理由デゴザ
 イマシテ、此外國人ガ日本人ノ入夫トナシタ場合ニ於テ愛國心ガアルカナイカ
 モ分ラヌ中ニ、極テ簡單ナ方法デ、何時デモ日本人トナルコトガ出來ル、日
 本人ノ分限ヲ取得スルコトガ出來ルト云フコトヲ極メテ置キマシタ、極テ
 危險デアアル存シマスルカラ、私ハ先ヅ第一ニ第二號ノ削除ガ致シタイ、サ
 ウシテ是ヲ削除致シマスレバ、文明諸國ノ法律ニ照合セテ見タ所ガ、少
 モ面目ヲ失ハザルノミナラズ、前ニ申ス通サウ極メルコトハ、所謂文明ノ法
 律ト云フモノト一致シテ、同ジコトニナリマス、唯日本ガ此危險ナ特殊ノ場
 合ヲ規定シテ置クコトヲ削除スルト云フニ過ギマセヌカラ、是ヲ削ツタ方ガ
 即チ今申ス通文明國ノ法律ト一致スルノデゴザイマサルカラ、私ハ斯ノ如キ
 危險ナ法律ヲ態、日本ガ新ニ措ヘテ存セシムル必要ハナイト信ジマス、ソレ
 此第五條第二號ハ削除致シタイ、是非御贊成ヲ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(梅謙次郎君) 唯今ノ修正說ニ對シテ簡短ニ反對ノ意見ヲ申シマ
 ス、唯國籍法第五條第一號ノ削除說ガ出マシタ、其理由トシテ述ベル、又其言ハ
 コトノ中デ、一應ノ理ノアルコトハ、固ヨリ認メスルケレドモ、又其言ハ
 レマシタコトノ中ニ聊カ事實ニ相違シテ居ヤセヌカト思フコトモアリマス、
 其重ナル點ダケ申上ゲマス、第一此入夫ト申スコトハ、是ハ日本ニ特別ノコ
 トデアアル、是ハ勿論デアリマス、家ト云フモノヲ法律上認メマセヌ國ニハア
 リ得ヌコトデアリマシテ、今日歐米諸國デハ、家ト云フモノヲ認メマセヌニ
 依ッテ、入夫ト云フモノハナイ、家ヲ認メマシテモ入夫ヲ認メナイト云フコ
 トハ、立法上出來ヌコトデハナイ、サリナガラ諸君ガ協賛ヲ與ヘラレマシタ
 ル所ノ民法ノ親族編等ニ、矢張今日ノ慣習ニ於テ居ル所ノ入夫ト云フ
 モノハ、認メタ方ガ宜シト、入夫ト云フコトニ御決定ニ相成ツタ、從ッテ日本ニハ
 入夫ト云フモノガアルノデ、入夫ト云フモノ、ドウ云フモノデアアルカト云
 ハ、説明ヲ要セヌコトデアリマス、入夫ト云フコトヲ認メマスル以上ハ、其夫ハ
 ニ入ルノデアアル、デ苟モ此入夫ト云フコトヲ認メマスル以上ハ、其夫ハ

必ズ女ノ家ニ入ル、即チ外國人デアッテモ、女ノ家即チ日本ノ家ニ入ルト云
 フコトハ、民法ノ結果當然ナ所デアアル、デ、無論外國人ハ日本ノ家ニ外國
 人ノ儘デ這入ルト云フコトハ出來マセヌカラ、ソレデ此第五條ノ規定ヲ設ケ
 タ日本ノ人トナル者ガ出來ルハシナルイカト云フ懸念ガアルコトデアリマス
 ガ、恰モサウ云フ懸念アルガタメニ、昨年諸君ガ協賛ヲ與ヘラレタ所ノ明治
 六年第百三號布告ノ改正法律ト云フモノガアリマシテ、其改正法ニ依レバ、
 必ズ内務大臣ノ許可ヲ受ケナケレバナラヌト云フコトニナシテ居ルノデアリ
 マス、成ル程此明治六年ノ布告改正法律ハ、歸化ノ條件ヨリ、條件ヲ少ナウ
 認メテ居ルト云フコトハ、固ヨリデアリマスケレドモ、併ナガラ隨分此明治
 六年ノ布告ノ改正法律ト云フモノハ、實際ニ於テ決シテ其儘ニ歸化ヲ免ル、
 方便トナルト云フ氣遣ハナイ積デアアル、如何トナレバ内務大臣ハ法律上ノ條
 件サヘ具ヘテ居レバ、總テ許可セネバナラヌト云フコトハ、(ツンナコト
 ハ分ツテ居ル)ト呼ブ者アリ)其コトハ既ニ此前三(反對ノ意見ヲ言ヘ)ト云
 フ者アリ)此國籍法ガ問題トナシタトキニモ、説明シタノデアリマスガ、内
 務大臣ト云フモノハ、縱令法律上ノ條件ヲ具ヘテ居ツテモ、其人ガ歸化スル
 ニ適當デナイト認ムレバ、其歸化ヲ許サヌト同ジク、其人ガ入夫トナル資格
 ノナイ者ト認ムレバ、縱令法律上ノ要件ヲ具ヘテ居ツテモ、許可セザルコト
 ノ得ルノデアアル、デ、入夫ト云フモノハ、外國ニアリマセヌカラ、從ッテ入
 夫ノ許可ハ、外國ニハナイガ、歸化ノ許可ハ外國ニアル、其歸化ノ許可ハ、
 外國デモ容易クハ、與ヘナイデ、品行端正ト云フヤウナコトカラ、縱令品行
 ハ端正デモ、内務大臣ガ許可セザルコトヲ得ルガ、品行ノ端正ナラザル者ハ、
 外國人ハ許可スルヲ得ナイト云フダケケノ法律上ノ條件デアアル、ソレ故ニ濫ニ
 入夫トナルト云フモノハ、明治六年ノ布告ノ改正法律デ、先ヅナイト認メ
 モノデアアル、若シソレガアルトスレバ、此養子ト云フモノモ、矢張同様ニ致
 サヌケレバ、ドウモ筋ガ通ラヌト思フ、若シ弊害ヲ言ヒマスレバ、矢張
 歸化ノ條件ヲ具ヘナイ者、其他日本人タルニ適シナイモノガ、日本ノ貧乏人
 杯ノ家ニ金ヲヤツテ、サウシテ其養子トナルト云フコトハ、矢張出來ルノデ
 アル、其場合ニ其弊ヲ妨グ武器ト云フモノハ、唯此内務大臣ノ許可權一ツデ
 アル、外ニハ武器ハナイノデアアル、併シ其養子ト云フモノマデモ認メヌト云
 フコトハ、實際ニ不便デアルト云フコトヲ、多分唯今ノ修正意見ヲ持ツテ居
 ラル、方モ、認メラレタデアラウト思ヒマスガ、若シ然ラバ今言ハレタヤ
 ウナル弊ハ、入夫ノ場合ニ於テモ、養子ノ場合ニ於テモ、同ジヤウナルコ
 トデアアル、其弊ヲ恐ル、ト云フコトデアレバ、入夫養子ニツナガラ許サヌト云
 フコトニナラヌト云フコトハ、ドウモ條理ガ通ラヌ、ソレカラ此場合ニ、從國籍
 ヲ生ズルト云フコトハ、國ヨリ認メナクチャナラヌノデアリマスガ、併ナガ
 ラソレハ其養子ノ場合ト少モ變ラヌ、今日ノ歐羅巴ノ養子ト云フモノハ、日
 本ノ養子ナンド、ハ餘程性質ガ違ヒマシテ、家ニ入ルト云フヤウナモノデナ
 イカラ、從ッテ此養子縁組ニ依ッテ、國籍ヲ轉ズルト云フヤウナ法律ハ、外國
 ニハナイノデアアル、故ニ養子ノ場合ニ於テモ、入夫ノ場合ニ於テモ、同ジヤ
 ウニ從國籍ヲ生ズルヲ恐ルハ、併シ國籍法ト云フモノハ、唯從國籍ヲ生ジナ
 イヤウニ注シテ置キマシテ、諸君ノ法律ニ屈從スルコト云フ
 コトニナルノデアアル、ソレハ各國デハ、多少外國ノ法律ニ拘ラズ、規定ス
 ル所ガナケレバ、其場合ニハ從國籍ヲ生ゼヌケレドモ、第二十條ノ如
 キ規定ガ其國ニナケレバ、是ハ養子ト入夫トモ同ジヤウニ、從國籍ヲ生ズル原
 因トナル、尙ホ最後ニ一言附加ヘテ置キマスルコトハ、此一旦入夫トナリマ

(10)

シタル者ガ、離婚ヲ致シマスルト云フト、矢張其儘日本人デ居ルト云フヤウ
ナコトニナリマシテハ、唯今述ベラレマシタル弊害ガ、一層多イト云フコト
ガゴザイマセウケレドモ、サウフコトニハナラヌテ居ラヌコトニ限リ、第十九條
ニ於キマシテ、離婚ノ場合ニハ其外國ノ國籍ヲ有スベキトスルニ限リ、日本
國籍ヲ失フコト云フコトガアル、普通ノ婚姻デアレバ、唯離婚シタト云フコト
直グニ外國ノ國籍ヲ有スルコト云フコトニ、其國ノ法律デナラヌテハ居リマセ
ケレドモ、其入夫ノ場合ハ、恰モ入夫婚姻ニ依ッテハ、國籍ヲ失フコト云フコ
トニ、其外國ノ國籍ヲ有スベキ場合デアアルニ依ッテ、日本ノ國籍ヲ失フ
テモ、即チ其外國ノ國籍ヲ有スベキ場合デアアルニ依ッテ、日本ノ國籍ヲ失フ
斯ウフコトニ相成リマスル、ソレ故ニ其弊害ハナカラウト思フ、要スルニ
其入夫ノ場合ト養子ノ場合ト云フモノハ、全ク同一ノ理由ガアルニモ拘ラズ、
入夫ノ場合ダケヲ禁ズルト云フコトハ、ドウモ不都合デアラウト考ヘマスル、
尙ホ此第十八條ニ持ッテ參ッテ、除外例ヲ設ケテ、此入夫デモ契約ニ依ッテ、
夫ガ戸主トナラナイト云フ場合デアアルナラバ、ソレハ其日本ノ女ガ、外國人
ト婚姻ヲシテモ、日本ノ國籍ヲ失ハナイトスル、ソレハ其日本ノ女ガ、外國人
承リマシタガ、其結果ドウナルノデアアルカ、其場合ニハ入夫ガ日本人ニナル
ノデアアルカ、唯今ノ御論ノ全體ヲ伺ッテ居ルト、サウ云フ御趣意デナイヤウ
デアアル、若シサウ云フ御趣意デナイナラバ、第十八條ノ方ニ矢張除外例ヲ設ケテ
モ、其場合ニハ妻ハ日本人デアアル、日本ノ法律ニ於キマシテハ、婚姻ニ依ッ
テハ夫ガ妻ノ籍ニ這入ラヌケレバ、妻ガ必ズ夫ノ籍ニ這入ラヌケレバナラ
ヌ、斯ウ云フコトニナラヌケレバ、又サウナケレバナラヌ管デアアルニ、ソレ
ガ此場合ニハ、婚姻ヲシテモ女ハ矢張舊ノ家ニ居ル、又夫ハ矢張外國ニ居ル、
外國ノ籍ニ在ルト云フコトニナルノデアアルガ、ソレニシテモ何か特別ノ
規定ガナシト、民法ノ方デハ普通ノ場合ニハ、婚姻ニ依ッテ女ハ男ノ家ニ入
ルト、入夫ノ場合ニハ、男ハ女ノ家ニ入ルト書イテアルカラ、此十
八條ハ如何ヤウニ修正セラル、カ知レマセウケレドモ、單ニ唯今ノ場合ヲ除
外シテモ、忽チ困難ナ問題ガ起ルノデ、之ヲ要スルニ唯今ノ修正意見ニハ、
反對ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) モウ採決ヲ致シマス
○鳩山和夫君(二百七十七番) チヨット一言、私ハ望月君カラ提出セラレタ
修正意見ニ贊成デ、其説ハ詳シク提出者カラ述ベラレタ通デアアル、唯今梅政府
委員カラ述ベラレタ所ヲ聞イテ見ルト、能ク論理モ合ハナイ、胡麻化シ演説
デ、入夫ト云フモノダケニ附イテ此修正ヲ加ヘルト、養子ノ方ハ困ルチヤナ
イカト云フ御議論ハ、此理窟ノ中デ一ツ惡ルイ所ヲ撰ヘテ修正意見ヲ提出ス
ルト、此法律ノ中ニハ、モウ一ツ惡ルイモノガアルカラ、寧ろ惡ルイモノノ
一ツヨリカ、二ツ並ベテ置ク方ガ宜イト云フ御議論デアアルカラ、理窟ノ上ニ
於テハ、入夫ノ場合モ養子ノ場合モ、政府委員ノ言ハレタ如クニ、同一ノヤ
ウニ見エマセウケレドモ、實際ニ於テ多クアル事柄ニ附イテハ、同一ノ規定ヲ要
スルコト、法律ノ上ニ於テ許サレテアッテモ、其事柄ガ少イト思ヘバ、之ヲ
修正スル必要ガナシ、即チ望月君ガ入夫ト云フ場合ノトキニ、危險ガ多ク
アルト云フコトヲ認メテ、此修正案ヲ提出サレタノデアアル、同シ理窟ガ養子
ノ場合ニ、當該ラナイコトガナシ、其方ハ事實ニ於テ、危險ガ少イト認メテ、
養子ノ其儘ニシテ置カレタ梅君ノ養子モ不都合チヤナイカ、此一ツガアル、二
ツ都合ヲ並ベテ置ク方ガ、見宜イト云フ論ハ、到底立タヌト思フ私ハソレ故
○高須賀君(二百七十二番) 此法案ニ附キマシテハ無論贊成ノ方モ、亦不
同意ノ方モアルヤウデアリマスガ、見渡シマスル所ガ、定數ヲ缺イテ居ルト

考ヘマス、ドウカ御調ヲ願ヒタイ
○議長(片岡健吉君) 定數ハ、大シヤウブアルト認メマス
○採決ヲ呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 百三人アルサウデス、採決ヲ致シマス、望月長夫君ノ修
正説ニ附イテ、斯ウ云フ修正説デアリマス、望月長夫君ノ修正説ニ、同意ノ
諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 多數
○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、六條カラ十五條マデハ、原案ノ通デ、
御異議ハアリマスマイカ
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案ニ決シマス、十六條ハ今ノ修
正説ノ結果「又ハ入夫」ノ四字ヲ削ルコトニ、御異議ハアリマスマイカ
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、十六條ニハ其他
ニ委員會ノ修正ガアリマス、此委員會ノ修正ニ附イテ、決ヲ採リマス、委員
會ノ修正説ニ、同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 多數
○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、委員會ノ修正通決シマス、第十七條ハ
原案ノ通デ、御異議ハアリマスマイカ
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案ニ決シマス、
○議長(片岡健吉君) 第十八條ヲ議題ニ供シマス、是ハ望月長夫君ノ修正ガ
アリマスマイカ、是ニ依ッテ決ヲ採リマス、望月君ノ修正説ニ、同意ノ諸君ノ
起立ヲ請ヒマス
起立者 多數
○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、修正説通決シマス、以下全部、原案
ニ御異議ハアリマスマイカ
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案ニ決シマス
○議長(片岡健吉君) 宜シウゴザイマス
○議長(片岡健吉君) 此國籍法案ハ委員會ニ於テ、數回十二分ノ審
議ヲ盡シマス、然レニ委員會ノ速記録ヲ見マスルト、政府委員ト私ノ問答
ノ上ニ、重要ナル事柄ニ關シ脱漏ガアル、是レ或ハ速記者ガ削ラレタカ、政
府委員ガ削ラレタカ、其理由ハ分ラヌ、其問答ハ何デアアルカト云フト、政
府委員ノ一人梅謙次郎君ガ、過日委員會ノ席ニ於テ言ハレタコトデアアル、元
來外國人ニ十六條ノ制限ヲ置クハ、外國人ハ日本人ト違ッテ、愛國心ガ乏シ
イカラデアアルト云フ意味合ノコトヲ申サレタ、其事柄ハ粕屋義三君ノ質問ニ
對スル答辯ノ第一回委員會ノ速記録ニ歷然ト掲ゲテアル、ソレカラ第三回ノ
速記録ニ「正誤ガアルナラ訂正シタマヘ」ト呼フ者アリ、本員ハ十六條ノ問
答ニ附キマシテ、唯今ノ粕屋君トノ問答ヲ引用シテ、愛國心ニ乏シイト云フ
ガ、全權公使ニハ差支ナイカト問ヒマシタ、然ルニ梅君ガ今日ノ演説ノ如ク、
滔々ト問題外ノ御說明ニナカト、本員ハ問題外ノ說明ヲ聞ク必要ガナシカラ、
ハツキリト答ヘルヤウニト云フ所ガ、何ヤカヤ分ラヌコトヲ述ベラレタ、
然ルニソレガ速記録ニ除イテアル、斯ル重要ナル問答ニ對シテ、委員長ヨリ

速記ヲ中止シタコトモナイニ、速記録ニ載テ居ナイ、實ニ奇怪ニ堪ヘナ
イ、ドウカ其邊ノ御調査ヲ願ヒタイ、當時列席シテ居ラレタ委員ノ方、ハ、
御記憶デアラウト存シマス、事重要ナコトデアリマス、故ニ本會ニ於テ諸君
ニ訴ヘ、併テ議長ニ御注意ヲ願フテ置キマス
○政府委員(梅謙次郎君) 唯今花井卓藏君カラ、委員會ニ於ケル演説ヲ或ハ
政府委員ガ削ラレタノチヤナイカト云フ疑ガアリマシタガ、決シテ左様ナコ
トハナイコトヲ斷言致シマス
○花井卓藏君(十九番) 直チニ第二讀會ニ移ランコトヲ希望致シマス
○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガアレバ……直チニ第三讀會ヲ開カウト云フ
動議ガ出マシタ、採決致シマス、之ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 多數
○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス直チニ第三讀會ヲ開クコトニ致シマス

國籍法案

第二讀會

○議長(片岡健吉君) 原案ニ附イテ御異議ガナケレバ、確定ト認メマス
○議長(片岡健吉君) 異議ナシト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) ツレドハ確定ト認メマス——確定ニハナリマシタガ、
此第二十二條ニ入夫)ト云フ字ガ殘ッテ居リマス、是ハ……
○望月長夫君(十九番) 省カズトモ宜イト思ッテ居リマス
(早川龍介君) 字句ノ修正ハ議長ニ一任シタラドウデス(ト呼フ)
○議長(片岡健吉君) 別ニ省カズトモ宜シイト云フコトデアリマスレバ、ツ
レデ宜シイ、チヨット此際ニ報告ガアリマス
(寺田書記官朗讀)

貴族院ヨリ本院送付ニ係ル不動産登記法案ヲ可決シタル旨通牒アリ
貴族院ヨリ外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル法律案ヲ提出セラレタリ
貴族院ヨリ北海道舊土人保護法案ヲ回付セラレタリ
貴族院ヨリ本院提出ニ係ル愛媛縣下郡界變更法律案ヲ可決シタル旨通牒アリ
議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
中央工業試験所設立ニ關スル建議案

提出者

小學校教育費國庫補助法案

門脇坂行三君 恆松隆慶君
脇坂重雄君 三田村甚三郎君
根本正君 恆松隆慶君
下飯坂權三郎君 草刈武八郎君
千田軍之助君 早川龍介君
齋藤卯八君 佐藤琢治君

農事試驗本支場事務擴張ノ建議案

提出者

脇坂行三君 井手毛三君

鐵道敷設法中改正法律案

提出者

池九郎君 島山雄三君
武石敬治君 佐藤里治君
重野謙次郎君 戶狩權之助君
高岡忠郷君 大矢四郎兵衛君
降旗元太郎君 秋山元藏君

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第三、著作權法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省
略致シマス

第三 著作權法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會

著作權法案

第一章 著作權ノ權利

第二章 偽作

第三章 罰則

第四章 附則

第一章 著作權ノ權利

松島廉作君 大野龜三郎君
中村榮助君 龍口歸一郎君
岡本松太郎君 石谷董九郎君
西谷金藏君 恆松隆慶君
並河理一郎君 武市彰一郎君
山本幸彦君 重岡蕪五郎君
鈴木重遠君 藤岡金作君
富永準太君 佐伯誠一郎君
津野連君 小林乾一郎君
有村常君 横山通英君
松岡野長康君 内山松世君
金岡又左衛門君

著作權法

第一章 著作權ノ權利

(小字及ハハ 貴族院ノ修正)

第一條 文書演述圖書彫刻模型寫真其ノ他文學科學若ハ美術ノ範圍ニ屬ス
ル著作物ノ著作權ハ其ノ著作物ヲ複製スルノ權利ヲ專有ス
文學藝術
文學科學ノ著作物ノ著作權ハ翻譯權ヲ包含シ 演劇脚本、淨瑠璃脚本、能樂
脚本及樂譜ノ著作權ハ興行權ヲ包含ス 各條、
第二條 著作權ハ之ヲ讓渡スコトヲ得
第三條 發行又ハ興行シタル著作物ノ著作權ハ著作權ノ生存間及其ノ死後
三十年間繼續ス
數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權ハ最終ニ死亡シタル者ノ死後三十年
間繼續ス
第四條 著作權ノ死後發行又ハ興行シタル著作物ノ著作權ハ發行又ハ興行
ノトキヨリ三十年間繼續ス
第五條 無名又ハ變名著作物ノ著作權ハ發行又ハ興行ノトキヨリ三十年間
繼續ス但シ其ノ期間内ニ著作權ノ實名ノ登錄ヲ受ケタルトキハ第三條
ノ規定ニ從フ
第六條 官公衙學校社寺協會會社其ノ他團體ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ發行
又ハ興行シタル著作物ノ著作權ハ發行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續ス
第七條 著作權者原著作物發行ノトキヨリ十年内ニ其ノ翻譯物ヲ發行セサ
ルトキハ其ノ翻譯權ハ消滅ス
前項ノ期間内ニ著作權者其ノ保護ヲ受ケントスル國語ノ翻譯物ヲ發行
シタルトキハ其ノ國語ノ翻譯權ハ消滅セズ
第八條 冊號ヲ逐ヒ順次ニ發行スル著作物ニ關シテハ前四條ノ期間ハ每冊
若ハ每號發行ノトキヨリ起算ス

一部分ツツヲ漸次ニ發行シ全部完成スル著作物ニ關シテハ前四條ノ期間ハ最終部分ノ發行ノトキヨリ起算ス但シ三年ヲ經過シ仍繼續ノ部分ヲ發行セサルトキハ既ニ發行シタル部分ヲ以テ最終ノモノト看做ス

第九條 前六條ノ場合ニ於テ著作權ノ期間ヲ計算スルニハ著作者死亡ノ年又ハ著作物ヲ發行又ハ與テ著作權ノ期間ヲ計算スルニハ著作者死亡ノ年又ハ著作物ヲ發行又ハ與テ著作權ノ期間ヲ計算スルニハ著作者死亡ノ年

第十條 相續人ナキ場合ニ於テ著作權ハ消滅ス

第十一條 左ニ記載シタルモノハ著作權ノ目的物ト爲ルコトヲ得ス

一 法律命令及公文書

二 新聞紙及定期刊行物ニ記載シタル雜報及政事上ノ論說若ハ時事ノ記事

三 公開セル裁判所、議會、或談話集會ニ於テ爲シタル演述

第十二條 無名又ハ變名著作物ノ發行又ハ與行者ハ著作權者ニ屬スル權利ヲ保全スルコトヲ得但シ著作者其ノ實名ノ登錄ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權ハ各著作者ノ共有ニ屬ス各著作者ノ分擔シタル部分明瞭ナラサル場合ニ於テ著作者中ニ其ノ發行又ハ與行者ヲ拒ム者アルトキハ他ノ著作者ハ其ノ者ニ賠償シテ其ノ持分ヲ取得スルコトヲ得但シ反對ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス

各著作者ノ分擔シタル部分明瞭ナル場合ニ於テ著作者中ニ其ノ發行又ハ與行者ヲ拒ム者アルトキハ他ノ著作者ハ自己ノ部分ヲ分離シ單獨ノ著作物トシテ發行又ハ與行スルコトヲ得但シ反對ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス

本條第二項ノ場合ニ於テハ發行又ハ與行者拒ミタル著作者ノ意ニ反シテ其ノ氏名ヲ其ノ著作物ニ掲グルコトヲ得ス

第十四條 數多ノ著作物ヲ適法ニ編輯シタル者ハ著作者ト看做シ其ノ編輯物全部ニ付テノ著作權ヲ有ス但シ各部ノ著作權ハ其ノ著作者ニ屬ス

第十五條 著作權者ハ著作權ノ登錄ヲ受クルコトヲ得

發行又ハ與行者タル著作物ノ著作權者ハ登錄ヲ受クルニ非サレハ僞作ニ對スル民事ノ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

著作權ノ讓渡及質入ハ其ノ登錄ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

無名又ハ變名著作物ノ著作者ハ其ノ實名ノ登錄ヲ受クルコトヲ得

第十六條 登錄ハ行政廳之ヲ行フ

登錄ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 未タ發行又ハ與行者ナル著作物ノ原本及其ノ著作權ハ債權者ノ爲ニ差押ヲ受クルコトヲ得但シ著作權者ニ於テ承諾ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 著作權ヲ承繼シタル者ハ著作者ノ同意ナクシテ其ノ著作者ノ氏名稱號ヲ變更シ若ハ其ノ題號ヲ改メ又ハ其ノ著作物ヲ改竄スルコトヲ得ス

第十九條 原著物ニ對シテ、傍註、句讀、批評、註解、附錄、圖畫ヲ加ヘ又ハ其ノ他ノ修正増減ヲ爲シ若ハ翻案シタルカ爲新ニ著作權ヲ生スルコトナシ但シ新著作物ト看做サルヘキモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 新聞紙及定期刊行物ニ掲載シタル記事ニ關シテハ小説ヲ除ク外著作權者カ特ニ轉載ヲ禁スル旨ヲ明記セサルトキハ其ノ出所ヲ明示シテ轉載スルコトヲ得

第二十一條 適法ニ翻譯ヲ爲シタル者ハ著作者ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス

翻譯權ノ消滅シタル著作物ニ關シテハ前項ノ翻譯者ハ他人カ原著物ヲ翻譯スルコトヲ妨グルコトヲ得ス

第二十二條 原著物ト異リタル技術ニ依リ適法ニ美術上ノ著作物ヲ複製シタル者ハ著作者ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス

第二十三條 寫眞著作權ハ十年間繼續ス

前項ノ期間ハ其ノ著作物ヲ始メテ發行シタル年ノ翌年ヨリ起算シ若シ發行セサルトキハ種板ヲ製作シタル年ノ翌年ヨリ起算ス

寫眞術ニ依リ適法ニ美術上ノ著作物ヲ複製シタル者ハ原著物ノ著作權ト同一ノ期間内本法ノ保護ヲ享有ス但シ當事者間ニ契約アルトキハ其ノ契約ノ製限ニ從フ

第二十四條 文學科學ノ著作物中ニ挿入シタル寫眞ニシテ特ニ其ノ著作物ノ爲ニ著作シ又ハ著作セシメタルモノナルトキハ其ノ著作權ハ文學科學ノ著作物ノ著作者ニ屬シ其ノ著作權ト同一ノ期間内繼續ス

第二十五條 他人ノ矚托ニ依リ著作シタル寫眞肖像ノ著作權ハ其ノ矚托者ニ屬ス

第二十六條 寫眞ニ關スル規定ハ寫眞術ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ニ準用ス

第二十七條 著作權者ノ不明ナル著作物ニシテ未タ發行又ハ與行者ナルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ發行又ハ與行スルコトヲ得

第二十七條 外國人ノ著作權ニ付テハ著作權保護ニ關スル條約ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外本法ノ規定ヲ適用ス但シ著作權保護ニ關シ條約ニ規定ナキ場合ニハ帝國ニ於テ始メテ其ノ著作物ヲ發行シタル者ニ限リ本法ノ保護ヲ享有ス

第二章 僞作

第二十八條 著作權ヲ侵害シタル者ハ僞作者トシ本法ニ規定シタルモノノ外民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第二十九條 既ニ發行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ僞作ト看做サス

第一 發行スルノ意思ナク且器械的又ハ化學的方法ニ依ラスシテ複製スルコト

第二 自己ノ著作物中ニ正當ノ範圍内ニ於テ節錄引用スルコト

第三 普通教育上ノ修身書及讀本ノ目的ニ供スル爲ニ正當ノ範圍内ニ於テ拔萃蒐輯スルコト

第四 文學科學ノ著作物ノ文句ヲ自己ノ著作シタル演劇脚本、淨瑠璃脚本、能樂脚本ニ挿入シ又ハ樂譜ニ充用スルコト

第五 文學科學ノ著作物ヲ說明スルノ材料トシテ美術上ノ著作物ヲ挿入シ又ハ美術上ノ著作物ヲ說明スルノ材料トシテ文學科學ノ著作物ヲ挿入スルコト

第六 圖畫ヲ彫刻物模型ニ作り又ハ彫刻物模型ヲ圖畫ニ作ルコト

第五 本條ノ場合ニ於テハ其ノ出所ヲ明示スルコトヲ要ス

第三十條 帝國ニ於テ發賣頒布スルノ目的ヲ以テ偽作物ヲ輸入スル者ハ偽作物ト看做ス

第三十一條 善意ニ且過失ナク偽作ヲ爲シテ利益ヲ受ケ之カ爲ニ他人ニ損失ヲ及ボシタル者ハ其ノ利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ

第三十二條 數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權者ハ偽作ニ對シ他ノ著作權者ノ同意ナクシテ告訴ヲ爲シ及自己ノ持分ニ對スル損害ノ賠償ヲ請求ス

第三十三條 偽作ニ對シ民事ノ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ既ニ發行シタル著作物ニ於テ其ノ著作者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ其ノ著作者ト推定ス

第三十四條 偽作ニ關シ民事ノ出訴又ハ刑事ノ起訴アリタルトキハ裁判所ハ原告又ハ告訴人ノ申請ニ依リ保證ヲ立テシメ又ハ立テシメスシテ假ニ偽作ノ疑アル著作物ノ發賣頒布ヲ差止メ若ハ之ヲ差押ヘ又ハ其ノ興行ヲ差止ムルコトヲ得

第三十五條 偽作ヲ爲シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 第十八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 第二十條及第二十九條第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セズシテ複製シタル者並第十三條第四項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 著作者ニ非サル者ノ氏名稱號ヲ附シテ著作物ヲ發行シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 著作權ノ消滅シタル著作物ト雖之ヲ改竄シテ著作者ノ意ヲ害シ又ハ其ノ題號ヲ改メ若ハ著作者ノ氏名稱號ヲ隱匿シ又ハ他人ノ著作物ト詐稱シテ發行シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 虛偽ノ登錄ヲ受ケタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 偽作物及専ラ偽作ノ用ニ供シタル器械器具ハ偽作者、印刷者、發賣者、頒布者及輸入者ノ所有ニ在ル場合ニ限り之ヲ沒收ス

第四十二條 本章ニ規定シタル罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス但シ第三十六條ノ場合ニ於テ著作者ノ死亡シタルトキ並第三十八條乃至第四十條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十三條 本章ノ罪ニ對スル公訴ノ時効ハ二年ヲ經過スルニ因リテ完成ス

第四十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五條 本法施行前ニ著作權ノ消滅セサル著作物ハ本法施行ノ日ヨリ本法ノ保護ヲ享有ス

第四十六條 本法施行前偽作ト認メラレサリシ複製物ニシテ既ニ複製シタルモノ又ハ複製ニ著手シタルモノハ之ヲ完成シテ發賣頒布スルコトヲ得

第四十七條 本法施行前翻譯シ又ハ翻譯ニ著手シ其ノ當時ニ於テ偽作ト認メラレサリシモノハ之ヲ完成シテ發賣頒布スルコトヲ得但シ其ノ翻譯物ハ本法施行後五年内ニ發行スルコトヲ要ス

第四十八條 本法施行前既ニ興行シ若ハ興行ニ著手シ其ノ當時ニ於テ偽作ト認メラレサリシモノハ本法施行後五年間仍之ヲ興行スルコトヲ得

第四十九條 第四十六條乃至第四十八條ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル手續ヲ履行スルニ非サレハ其ノ複製物ヲ發賣頒布シ又ハ興行スルコトヲ得ス

第五十條 本法ハ建築物ニ適用セス

第五十一條 政府委員(小倉久君) 本案ハ本年七月改正條約實施以前ニ當リマシテ、列國版權同盟會ニ加盟致スコトニナツテ居ルノデゴザイマス、列國ノ版權同盟ニ加盟スルコトニナリマス、現今ノ版權法ハ、是非改正ヲ致シマセケレバナリマセ又譯合デゴザイマシテ、本案ヲ提出シマシタ譯合デゴザイマスカラ、御協贊ヲ請ヒマス

第五十二條 質問ヨリハ、早ク委員會ニ付託スル方ガ、宜カラウ

御協贊ヲ請ヒマス

○恆松隆慶君(九十七番)

御協贊ヲ請ヒマス

ト思ヒマスカラ、次ノ日程ニ移ラレシコトヲ望ミマス
○高須賀慶君(二百七十二番) チヨット御尋シマスガ、此第二十一條ニ、適
法ニ翻譯ヲ爲シタル者ハ云々ト云フコトガアリマスガ、適法ニ翻譯ヲシタ
云フノハ、著者ノ許可テモ受ケタルトキノヤウナコトヲ指スノデアリマス
ソレヲ伺フテ置キタイ

(政府委員内務書記官水野鍊太郎君演壇ニ登ル)
○政府委員(水野鍊太郎君) 唯今ノ御質問ニ御答ヲ致シマスガ、此第二十一條
ニゴザイマス適法ニト云フノハ、御問ノ通著作者ノ許可ヲ得テヤル場合ハ、
無論含シテ居リマスノデ、法律ニ適テ翻譯シタル者ハト云フノデ、御問ノ如
キハ、無論適法ト云フ中ニ這入ルノデス
○議長(片岡健吉君) 格別御質問モナイヤウデアリマスカラ、次ノ日程ニ移
リマス、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
○恆松隆慶君(九十七番) 此委員ハ九名デ、議長ノ指名ト云フコトニ願ヒマス
(異議ナシ) 異議ナシノ聲起ル
○議長(片岡健吉君) 九名ノ委員ヲ議長ガ指名スルコトニ、異議ハアリマス
マイカ
(異議ナシ) 異議ナシノ聲起ル

第五 臺灣事業公債法案(政府提出)
第一條 臺灣ニ於テ左ノ事業ニ要スル經費ニ充ツル爲メ政府ハ四千萬圓ヲ限
リ公債ヲ募集スルコトヲ得
一 鐵道敷設
二 土地調査
三 築港
四 廳舎建築
五 給水工事
第二條 此ノ公債ノ利率ハ一箇年百分ノ五以下トス
第三條 此ノ公債ノ据置年限ハ十箇年以内トシ發行ノ年ヨリ四十五箇年以
内ニ償還ス
第四條 政府ハ特約ニ依リ銀行若ハ債主組合ヲシテ此ノ公債ヲ引受ケシム
ルコトヲ得
第五條 政府ハ第一條ノ經費ヲ繰替支辨スル爲メ一時借入金ヲ爲スコトヲ得
此ノ場合ニ於ケル利率ハ政府ノ定ム
前項借入金ハ此ノ公債募集金ヲ以テ之ヲ償還スルコトヲ得公債募集金ニ
依ラスシテ之ヲ償還シタルトキハ其ノ金額ニ相當スル公債ヲ募集セス
第六條 此ノ公債及前條ノ借入金ハ舊壹圓銀貨幣ヲ以テ起債スルコトヲ得
此ノ場合ニ於テ公債證書ノ種類ハ政府ノ定ム
第七條 此ノ法律ニ規定スルモノノ外ハ明治十九年勅令第六十六號整理公
債條例ニ依ル

(政府委員大藏省主計局長阪谷芳郎君演壇ニ登ル)
○政府委員(阪谷芳郎君) 唯今議題ニ上リマシタ臺灣事業公債法案ノコトニ
附キマシテハ、別ニ明細ナル説明ヲ御手許ニ回シテ置キマシタ答ゴザイマ
スカラ、此場合別ニ重複ノ説明ハ致シマセヌ
○早川龍介君(二十七番) 是モ直チニ、次ノ日程ニ移ラシコトヲ希望シマス
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、次ノ日程ニ移リマス
(異議ナシ) 異議ナシノ聲起ル
○議長(片岡健吉君) 日程ノ第六、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
○恆松隆慶君(九十七番) 是モ同ジク九名ノ委員デ、議長ノ指名
(異議ナシ) 異議ナシノ聲起ル
○議長(片岡健吉君) 九名ノ委員ヲ議長ガ指名スルコトニ云フ恆松君ノ動議ニ、
異議ハアリマスニカ
(異議ナシ) 異議ナシノ聲起ル

第七 地價地租ニ關スル法律案(野間 第一讀會ノ續(委員長)
野間豐五郎君外一名提出)
○野間豐五郎君(二百四十二番) 本案ニ附キマシテ委員會ニ於キマシテ、委
員ノ審議ノ結果ヲ御報告致シマス、此地價地租未滿ノ端數ヲ生シマシタ
キニ、厘位ヲ錢位ニ止メルト云フ修正ハ、前ノ案デハ修正ノ下ニ「スルト」ト
云フ三字ゴザイマシタ、其三字ヲ削リマシテ「シ」ノ字ヲ入レタノト「土地ヲ
分裂シテ地價ヲ分配」トアル「裂」テ地價ヲ分配ノ八字ヲ削リ「合」ノ字ヲ入
レテ「分合」トナリマシタ、ソレダケノ修正デゴザイマス、後トハ修正ゴザリ
マセズ、ソレダケニシテ委員會ハ一致ヲ致シマシテ、可決致シマシタ、全ク錢
位未滿ヲ四捨五入ヲシテ、錢位ニ止メルト云フコトニ可決致シマシタ、委員
會ハ決議ハ全ク斯クノ通デゴザイマス、ソコデ私ガチモウ一言述ベテ
置カウト申シマスルノハ、此一筆地デ「モウ分リマシタ」ト呼ブ者アリ) 地
租ノ錢位未滿ノ端數ノ出マシタヤウナ小サイ土地デゴザイマスルト、錢位未
滿ヲ四捨五入、或ハ四捨五入ヲスルニシテモ、一筆地デ一厘二厘ヲ生ズル所ガ
ゴザイマスノデ、之ヲ全ク一錢未滿ノ分ハ、其儘据置イテ、今ノ錢位以上ノ
分ヲ前同様ニシテ置イタラト云フ意見デゴザイマス、其意見ダケヲ一是ハ
二讀會デ發言シマスル答ゴザイマスガ、是ハ私ノ意見デゴザイマスカラ、併
テチヨット茲ニ御報告致シテ置キマス

○野間豐五郎君(二百四十二番) 政府委員ハ此修正ニ同意ヲ表サレタノデスカ
成デゴザイマス
○武市庫太郎君(二百四十七番) チヨット委員長ニ伺フテ置キタイ、委員會ノ
報告ハ諒シマシタガ、ソレカラ今一己ノ野間君トシテノ御意見——二讀會ニ
修正ヲ爲サルトキノ參考ノタメニ申述ベラレルト云フコトノ中ニ、少シ聽取
レ兼マシタカラ、コチカラ問ヒマスガ、私ガ申シマスカラ其通デアルト
カ、或ハ間違テ居ルトカ云フ御答ダケヲ願ヒタイ、其御意見ト云フノハ、今ノ
委員會ノ修正シマシタ、ソレニ但書ヲ附シテ、サウシテ一筆ノ土地デアツテ、
其一筆ノ土地ニ關シタ地租ガ錢位未滿デアツテ、三厘トカ五厘トカ二厘トカ、
錢位未滿デアツタトキハ、本條ノ如ク四捨五入ノ法ヲ採ラズ、サウシテ其出
タ儘デ……
○議長(片岡健吉君) 委員會ノ修正說ニ附イテノ御質問デスカ

衆議院議事速記第二十八號 明治三十二年二月十四日 議事日程第四乃至第七ノ件

○武市庫太君(二百四十七番) イヤ、附言セラレタコトニ附イテ……
 ○議長(片岡健吉君) ツレハ、マダ問題ニハナクテ居リマセヌ
 ○武市庫太君(二百四十七番) 二讀會ヲ開クヤ否ヤノ意見ヲ定メルニ附イテ
 必要デアリマスカラ伺ヒタイ
 ○野間豊五郎君(二百四十二番) 全ク御意見ノ通一錢未滿ノ錢位ニ切上ゲテ
 ヤルノデゴザイマスガ、錢以下ノ一筆地デ一厘ニ端數ノ地租ノゴザイマ
 スモノハ、爲ニ公民權ヲ失フト云フヤウナ意見ガゴザイマスカラ、全ク小サイ
 土地ノ一厘ニ端數ノモノハ、其儘存シテ置キタイト云フノデゴザイマス
 ○早川龍介君(二十七番) 私ハ長クハ伺ヒマセヌガ、是ハ折角ノコトデハゴ
 ザイマスガ、四捨五入杯ト云フヨリハ、唯錢位未滿ハ切捨テルト言ウテシマ
 フ方ガ宜シイヤウニ思ハレルガ、其邊ノコトハ何カ御協議ニナツタコトガア
 ルノデスガ

○恆松隆慶君(九十七番) 免ニ角ニ讀會ヲ開クコトニ……
 ○議長(片岡健吉君) 採決致シマス、本案ニ附イテ二讀會ヲ開クコトニ……
 (異議ナシト呼フ者アリ)
 ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、第二讀會ヲ開クコトニ致シマス
 ○井上角五郎君(百八十番) 百八十番ハ此案ヲ出シマシタモノデゴザイマス
 ガ、別段ニ此案ノコトヲ詳シク承知シテ居ルノデモゴザイマスガ、特別委
 員會デモ可決致シ、第二讀會ニモ移リマシタモノデアリマスカラ、此場合ニ於
 キマシテ……

○議長(片岡健吉君) 未ダ第二讀會ニハ移リマセヌ
 (直チニ二讀會ヲ開クベシト呼フ者アリ)
 ○議長(片岡健吉君) 直チニ第二讀會ヲ開イテ御異議アリマスマイカ
 (異議ナシト呼フ者アリ)
 ○議長(片岡健吉君) 然ラバ第二讀會ヲ開キマス

地價地租ニ錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキ計算ニ關スル 第二讀會

○井上角五郎君(百八十番) 第二讀會ニ移リマシタ場合ニ於キマシテ、野間
 豐五郎君ガ特別委員長トシテ報告ヲスル際、併テ御述ベニナツタ趣意ヲ贊成
 致シテ、其趣意ヲ極簡短ニ申シマセウト思ヒマス、其趣意ト云フノハ、一筆デ
 三厘五厘七厘ト云フヤウナモノヲ四捨五入スル場合ニ於テハ、五厘ノモノガ
 一錢ニナル、七厘ノモノガ一錢ニナル、是ハ苛酷デアルガ、一方ニ三厘四厘
 ト申シマスモノガ無稅ニナルノモ、如何デアラウカ、況ヤ場合ニ依ツテハ、公民權
 ニ關係スルコトガアルト云ウテ一錢未滿ノモノハ五厘トカ八厘トカ一厘トカ
 云フトシテ、無稅ノナイヤウニシ、又比較的ニ過重過輕ノナイヤウニスル
 趣意デ、野間君ノ說ニ私ハ贊成ヲシテ、比較的ニ過重過輕ノナイヤウニスル
 テ異議ナシト御贊成アラント希望致シマス
 ○早川龍介君(二十七番) チョット質問ヲ……委員長ヨリ能ク御分リニナツテ
 居ル方ガアリマスカラ……是ハ總テ四捨五入セズニ、錢位未滿ハ總テ切捨テ
 ルト云フコトニハナラヌノデスカ
 ○井上角五郎君(百八十番) サウデゴザイマスネ、イツツ地租ハ少モ取ラヌ
 トシテ宜イカ知ラヌガ、私共ハサウハ考ヘヌノデアリマス
 ○議長(片岡健吉君) 議長ノ許可ナシニ發言シテハ困リマス
 ○井上角五郎君(百八十番) 御尋ナリマシタカラ……
 ○議長(片岡健吉君) 御尋ナリマシタカラ……
 ○君ノ修正說ニ定規ノ贊成ガアリマスカ
 (贊成々々ト呼フ者アリ)

○鳩山和夫君(二百七十七番) 野間豊五郎君ガ委員長ノ報告ノ序ニ述ベラレ
 マシテ、井上角五郎君ガ後トデ明確ニセラレタコトニ贊成デア
 ○議長(片岡健吉君) 野間豊五郎君ノ修正ハ、斯ウ云ウノデスカ「但シ一筆
 ノ地租ニシテ錢未滿ナルモノハ、此限ニ在ラス」
 ○野間豊五郎君(二百四十二番) サウデス
 ○議長(片岡健吉君) 野間豊五郎君ノ修正說ヲ採決致シマス
 (異議ナシト呼フ者アリ)
 ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、野間君ノ修正ハ通過シマス
 (異議ナシト呼フ者アリ)
 ○議長(片岡健吉君) 然ラバ修正說ニ決シマス
 ○井上角五郎君(百八十番) 直ニ確定議ヲト呼フ
 ○議長(片岡健吉君) 直ニ確定議ヲ開クコトハ、御異議アリマセヌカ
 (異議ナシト呼フ者アリ)
 ○議長(片岡健吉君) 直ニ確定議ヲ開キマス

地價地租ニ錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキ計算ニ關スル 確定議
 法律案
 (異議ナシト呼フ者アリ)
 ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定シタモノト認メマス……次ハ議
 事日程第八、關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、
 議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、恆松隆慶君

第八 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(恆松
 隆慶君外三名提出) 第一讀會
 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案
 明治三十年法律第十四號關稅定率法中左ノ通改正ス
 附屬輸入稅表第二種中四九九ノ次ニ「四九九ノ二磷酸肥料(各種)」ヲ加フ
 附則
 此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 (簡短々々ト呼フ者アリ)
 (恆松隆慶君演壇ニ登ル)
 ○恆松隆慶君(九十七番) 登壇セヌ中カラ簡短々々ト言ハレルガ、私ヨリ一
 層進ンダ進行家ガアルト見エマス、此案ノ中誤謬ト稱漏ガゴザイマスカラ、
 訂正ヲ致シマス、四九九ノ二ト云フ下ニ「磷酸肥料各種」ノ六字ヲ削リテ「重
 過磷酸石灰」四九三「骨粉肉骨粉及血粉」ノ二十四字ヲ加ヘマシテ、是ハ肥料
 ニ關スル問題デゴザイマスガ、各國共ニ輸入稅ハ免除ニナツテ居ルヤウニ思
 ハルガ、我國ニ於テモ骨粉鳥糞ハ、免稅ト云フコトニナツテ居ルガ、過日貴族
 院デ磷酸石ヲ此部ニ挿入ニナツタ、之ヲ本院モ協贊ヲ與ヘタノデアアルガ、此
 肥料ガ免稅ニナルト云フコトハ、我國ノ農業發達上ニ於テ大ニ喜ブコトデ
 アリマス、而シテ磷酸石ノ中ニ肥料ト云フモノガ含有シテ居ルデハナイイカト
 云フ說ヲ唱フル人モアルカモ知レマセヌガ、全ク左様ノ譯デナイ、是ハ判然
 ト別記法トシテ置キマセヌト、稅關吏ノ取扱、營業者ノ實際ノ不便ヲ來スコ
 トガ少カラヌ故ニ、之ヲ別記法ニ致シ、又肥料ニ屬スルモノハ二割ノ關稅
 ヲ免シタ所デ、今日ノ財政ニ關係スルモノデナク、之ヲ幾分か免除スルガ稅
 メニ、一方ニ於テハ、農業發達上非常ニ利益ヲ與ヘルモノデアアル、一方ニ肥料ヲ
 無稅ト云フコトニナレバ、肥料ヲ安ク賣ルコトガ出來ルカラ、ツレラズン

○井上角五郎君(百八十番) 第二讀會ニ移リマシタ場合ニ於キマシテ、野間
 豐五郎君ガ特別委員長トシテ報告ヲスル際、併テ御述ベニナツタ趣意ヲ贊成
 致シテ、其趣意ヲ極簡短ニ申シマセウト思ヒマス、其趣意ト云フノハ、一筆デ
 三厘五厘七厘ト云フヤウナモノヲ四捨五入スル場合ニ於テハ、五厘ノモノガ
 一錢ニナル、七厘ノモノガ一錢ニナル、是ハ苛酷デアルガ、一方ニ三厘四厘
 ト申シマスモノガ無稅ニナルノモ、如何デアラウカ、況ヤ場合ニ依ツテハ、公民權
 ニ關係スルコトガアルト云ウテ一錢未滿ノモノハ五厘トカ八厘トカ一厘トカ
 云フトシテ、無稅ノナイヤウニシ、又比較的ニ過重過輕ノナイヤウニスル
 趣意デ、野間君ノ說ニ私ハ贊成ヲシテ、比較的ニ過重過輕ノナイヤウニスル
 テ異議ナシト御贊成アラント希望致シマス
 ○早川龍介君(二十七番) チョット質問ヲ……委員長ヨリ能ク御分リニナツテ
 居ル方ガアリマスカラ……是ハ總テ四捨五入セズニ、錢位未滿ハ總テ切捨テ
 ルト云フコトニハナラヌノデスカ
 ○井上角五郎君(百八十番) サウデゴザイマスネ、イツツ地租ハ少モ取ラヌ
 トシテ宜イカ知ラヌガ、私共ハサウハ考ヘヌノデアリマス
 ○議長(片岡健吉君) 議長ノ許可ナシニ發言シテハ困リマス
 ○井上角五郎君(百八十番) 御尋ナリマシタカラ……
 ○議長(片岡健吉君) 御尋ナリマシタカラ……
 ○君ノ修正說ニ定規ノ贊成ガアリマスカ
 (贊成々々ト呼フ者アリ)

使テテ收獲ヲ澤山得ルコトガ出來ルノデアリマス、此案ニ附キマシテハ諸君
モ御賛成ト思ヒマスガ、法律案ノコトデスカラ、委員附託ニナレバ、原料ハ斯
ウ云フ風ニ瓶ニ入レテ持ツテ居リマスガ、委員附託ニナレバ、參考ニ同シマス、
他ニ調ベテ短トモアリマスガ、簡短ト云フ言葉モアリマスガ、之ハ御賛成下
スツテ、簡短トモアリマスガ、簡短ト云フ言葉モアリマスガ、之ハ御賛成下
考ノ調ハ速記録ニ載セテ費フコトニ致シマス、此案ハドウカ委員附託ニナ
テ、成立ニナランコトヲ望ミマス

(參照)

- 一 新關稅定率法ヲ見ルニ政府ハ輸入肥料中主ナル大豆粕錫粕諸油糟骨灰
鳥糞等ノ諸肥料皆免稅トセリ然ルニ原案中右二項ノ肥料ヲ有稅トスル
ハ不當且ツ不公平ナリ
- 二 前記二項ノ肥料他ノ肥料ノ如ク免稅トナラサリシハ畢竟該法律編纂ノ
當時輸入ナカリシタメ脱漏セシモノナラント信ス
- 三 昨三十一年ニ於ケル重過燐酸石灰及骨粉以下ノ輸入額ハ僅々貳拾萬弗
ニ過キス
- 四 前述ノ如ク脱漏セシモノヲ今回法律追記スルニ止マルモノナレハ少シ
モ異論ナキモノト信ス
- 五 昨三十一年十二月全國農事大會ハ全會一致ヲ以テ免稅ニサレンコトヲ
政府ニ建議スルコトニ議決シ既ニ大藏省農商務省ハ建議書ヲ受理シタリ
重過燐酸ハ礦物性ニシテ骨粉以下ハ牛羊ノ廢物ヨリ成ル天然動物質
肥料ナリ
- 六 ○西村淳藏君(八十二番)ノ恆松君ノ案デハアリマスガ、免ニ角委員付託ト云
フコトニシテ、委員ハ九名デ議長ノ指名ニ願ヒマス
○議長(片岡健吉君) 委員付託ニ異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
- 議長(片岡健吉君) 然ラバ九名ノ委員ヲ議長ガ指名スルコトニ致シマス、
次ハ第九、實業教育費國庫補助法中改正法律案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略
致シマス

第九 實業教育費國庫補助法中改正法律案(協坂行 第一讀會
三君外二名提出)

實業教育費國庫補助法中改正法律案

明治二十七年法律第二十一號實業教育費國庫補助法中左ノ通改正ス
第二條第一項中商業ノ次ハ「水産業」ノ三字ヲ加ヘ同條第二項中農工商ノ次
ハ「水産」ノ二字ヲ加フ

(協坂行三君演壇ニ登ル)

○協坂行三君(八十二番) 本案提出ノ理由ヲ單簡ニ述ベマスデゴザイマス、
本案ハ明治二十七年法律第二十一號實業教育費國庫補助法ト云フモノガ出
テゴザイマスガ、此第二條第一項中商業ノ次ハ「水産業」ノ三字ヲ加ヘ、同條
第二項中農工商ノ次ハ「水産」ノ二字ヲ加ヘル、斯ウ云フ丈ノ改正案デゴザ
イマス、諸君モ御承知ノ如ク我國ハ環海八千里餘ノ國デアリマシテ、最モ魚
族ニハ富裕シテ居ル所ノ國デアリマス、信ジテ食料ハ又所ノモノデゴ
ザイマス、然ルニ此魚族ト云フモノハ、總テ我國民ノ日用食料ニ供シマシテ、
國民ノ體力ヲ強クシ、大ニ滋養ノ食料トナツテ居ルモノデゴザイマス、
又農民ノ方ニ取リマシテハ、肥料トナツテ農産物ノ基礎トナル所ノ緊要ナル
所ノモノデゴザイマス、從ツテ此漁業ニ從事致シマシテ生活ヲ致シテ居リマ
ス所ノ漁業者其者ト云フモノハ、實ニ三百二十餘萬ノ多キニ達シテ居ルノデ

ゴザイマス、併ナガラ此漁民ハ教育ノ點ニ至リマシテハ、十分デゴザイマセヌ
ガ故ニ、常ニ姑息ナコトニ其日ヲ送ツテ居ルコト云フ譯デアアル、例ヘバ漁具ノ如
キ、又漁船ノ如キニ至リマシテモ、今日ノ日進月歩ノ世ノ中ニ於キマシテ、
矢張其舊來ノ不完全ナル器具ヲ扱ツテ居ルコト云フヤウナ譯デ、又生活致シテ
居リマス所ノ度合モ漸クニシテ朝ノ食事ヲ了ヘマシテ、夕ノコトモ願ルニ云
ナイト云フ者モ、中ハアルノデゴザイマシテ、實ニ姑息ニ其日ヲ送ルコト云
フヤウナ譯デアリマス、是ハ全ク教育ノ十分ナラヌ譯デアアルカト、吾々ハ
認メルノデゴザイマス、是ハ一概ニ漁民ガサウデアアルトハ申シマセヌケレド
モ、多數ノ漁民ノ中ニハ、サウ云フモノガ澤山居ルノデゴザイマス、サウ云
フ次第デゴザイマスカラシテ、今日ニ於テハ最モ此漁業ノ發達水産業ノ進歩
ト云フモノヲ圖ルコトニ務メナケレバナラヌト思ヒマスニ就イテハ、其元々
ル教育ト云フモノヲ完全ニセネバ行クマイト思フノデゴザイマス、外國ノ報
告ヲ聞キマス所ニ依リマスレバ、最モ長足ノ進歩ヲ致シテ居ルノデゴザイマ
シテ、就中獨逸國ノ如キハ此所十三年カウコラノ間ニ、初テ僅ニ漁業ニ使用
致シマス船ヲ汽船ニ改メマシタサウデアリマス、僅ニ一艘デアアルガ、
タガ、汽船ニナツタ、其汽船ニナリマシテハ、百六十艘カラノ船ニナツテ
此十三年ノ明治三十一年ノ今日ニナリマシテハ、百六十艘カラノ船ニナツテ
居ルト云フコトデアアル、斯ノ如クニ大イニ進歩ヲ致シテ居ル次第デアリマシ
テ、此魚類ノ統計ニ於テモ、非常ナル多額ノモノヲ收獲スルコト云フ場合ニ至
テ居ルト云フデアリマス、我國ニ於キマシテハ明治二十七年ニ實業教育
費ノ補助法ト云フモノヲ設ケラレマシテ、此水産學校ニ向ツテ補助ヲシテ居
リマスルノハ、ドウ云フ部類カラ補助ヲシテ居ルカト申シマスレバ、最モ其
性質ヲ異ニ致シテ居リマス所ノ農業學校ト云フ名稱ノ下ニ於キマシテ、幾分
ノ補助ヲ水産學校ニ與ヘテ居ルデアリマス、ツレバ名ハ農業學校デアツテ、
其實水産學校ニ幾分ノ補助ヲ與ヘテ居ルコト云フ名分ノ正カラザルコトニナ
テ居ルノデゴザイマスガ、過日來本議場ニ於キマシテモ、種々水産業ノ發達獎
勵ノコトニ附イテハ、諸君ヨリ續々案ヲ御出シニナリマス、從ツテ本議場
ニ於テモ決議ヲ致シタ問題モゴザイマス、斯ノ如キ當議場ニ於テモ、水産
業ノコトニ附イテハ御注意ニナツテ居ル所ノ今日、最モ其注意ヲ致サネバ
ラス所ノ教育ノ點ニ於テハ、茲ニ十分ノ發達改良ヲ圖ラナケレバナルマイト
思ヒマスガ、即チ實業教育費國庫補助法ノ改正ヲ致シマシテ、是マデハ農業
學校ノ名稱ノ中デ補助ヲ受ケテ居リマシタノデゴザイマスケレドモ、新ニ水
産業ノ學校ト云フモノ、名稱ニ致シマシテ、サウシテ其補助ヲ與ヘテ、大イ
ニ其教育ノ進歩發達ヲ圖ルト云フコトニ眼ヲ著ケタイト云フノガ、私共ノ最
モ熱望スル所デゴザイマス、願ハクバ諸君ニ於キマシテモ御賛成ヲ下サイマ
シテ、本議院ニ於テ通過致シマスルヤウニ希望スル譯デアリマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ誠ニ結構ナ案デアリマスガ、一應委員ニ付
託シテ調査シタ宜カラウト思ヒマス、テ其委員ハ九名ニシテ、議長指名ト
云フコトニ……

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、恆松隆慶君ノ動議ノ通九名ノ委員
議長ガ指名スルコトニ致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 次ハ議事日程ノ第十、多家神社埃宮會補助ニ關スル建
議案、議案ノ朗讀ヲ省略シマス、山内吉郎兵衛君

第十 多家神社埃宮會補助ニ關スル建議案(串本 康三君外八名提出)

多家神社埃宮會ハ明治三十四年四月三日 神武天皇ノ神靈御鎮座二千五百年紀御大祭ヲ舉行スル爲メ多家神社ノ殿宇ヲ修築シ神園ヲ設ケ一大紀念碑ヲ建立シ以テ

神武天皇御東征ノ日驛ヲ駐メ戰略ヲ定メ終古不拔ノ 皇基ヲ創メ玉ヒシ大本營ノ御靈蹟ヲ永遠ニ保維シ忠實ノ赤誠ヲ表セムトス

ルモノニシテ舉國一致其成功ヲ期スヘキ一大美譽ナリトス政府ハ宜シク 相當ノ補助ヲ同會ニ交付シ其ノ目的ヲ達セシムヘシ

右建議ス

(山内吉郎兵衛君演壇ニ登ル)

○山内吉郎兵衛君(二百四十番) 諸君、此多家宮神社ト申シマスモノハ、神 武天皇ガ七年間御行在ニ相成リマシテ、サウシテ謀略ヲ定メテ、遂ニ此全國ヲ

御取鎮ニナリマシタ、軍略ヲ施サレマシタル土地デゴザイマス、又安藝國ト云 フ名ノ出マシタノモ、即チ 神武天皇ガ此處ニ御行在ナサレタカラ、起ツタ名

デゴザイマス、ア、斯ノ如キ次第デゴザイマシテ、此多家神社ト申シマスモ ノハ、檀原ノ宮杯ニ決シテ劣ル所ノ資格ヲ持ツテ居ルモノデハナイノデゴザイ

マス、此多家神社ノコトニ附キマシテハ、古イコトヲ云フヤウデゴザイマスケ レドモ、天平勝寶年中ニ舍人親王ガ御編成ニ相成リマシタ風土記等ニモ記載

ラシテアル所ノ宮デゴザイマス、又延喜式神明帖、遙カ降ツテハ國史略等ニモ 記載ラシテアイマス所ノ宮デゴザイマス、昔ハ奉幣使ヲ年々下向セラレマス、

又國費モ多端デアアルト云フコトヲ以テ公卿ヲ一人華族ノ何某トシテ、此處ニ 住居セシメ、其者ガ年々奉幣使ニ代ツテ居リマシタヤウナコトモゴザイマス、

ソレデゴザイマスカラ、維新前マデハ落費ヲ以テ隨分壯麗ナ社殿モ造ツテ置キ マシタ所ガ、維新當時ノトキニ於テ、遂ニ取調落ニナリマシテ、其以來ト云

フモノハ、見ルモイブセキ所ノモノト相成リマシタ、實ニ皇室ヘ對シマシテ モ、此靈蹟ヲ此儘ニ存シテ置クト云フコトハ、實ニ我邦ノ名譽トシテ忍ビザル

所デアアルト思料致シマシタ(簡短ト呼フ者アリ)此ノ如キ次第デゴザイマス カラ、來ル三十四年四月三日ハ 神武天皇ノ二千五百年忌ヲ舉行致シマスル

祭典ヲ執行致シマスル積デゴザイマスカラ、ソレニハ舊觀ヲ現シタイト云フ 考モゴザイマスルシ、又一大紀念碑ヲ達テマシテ、皇室ノ尊嚴ト即チ我國ノ 威嚴トヲ後來ニ遺シテ置カウト云フ希望デゴザイマス、ドウカ相當ノ補助ヲ 國庫ヨリ與ヘラレシコトヲ希望致シマシテ、此法案ヲ提出致シマシタ、ドウ

○早川龍介君(二十七番) 斯様ナルコトハ國家ガ是非勤メナケレバナラヌ義 務ガアル故ニ、今日ノ如ク致シテ置キマスレバ、實ニ神祇崇敬ノコトニ附イ

テ種々ナコトガ起ツテ參ル故ニ、本員杯ハ神祇ヲ規定スル一ノ官衙ヲ置イテ、 官ノ思召ニ依ツテ總テ是ヲ制定スルコトニナラヌケレバ、之ヲ國民ガ熱望シ

テスルトアレバ、此金ハ國庫ガ幾ラ出シテモ、大義名分報本反始ノ上カラ申 セバ、是ハドウシテモ致サナケレバナラヌ故ニ、此處デ此提出ニ反對スルト

云ハバ、敬神ノ實ヲ失スルコトニナルカラ、是等ノコトニ附イテ其規定ヲ必 要トスル譯デアリマス、併シ規定前ニ起ツタモノハ、國民トシテ是等ノ提出

者ニ反對ヲスルコトハ出來マセヌ、免ニ角此處デハ滿場一致ヲ以テ即決アラ ントコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 委員付託ノ說ガアリマスガ、定規ノ贊成ガアリマセヌ (委員付託)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) ツレデハ委員付託ノ說ニ附イテ採決ヲ致シマス、委員 付託ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 起立ヲ請ヒマス (即決ガ宜シイ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) モウ一應宣告ヲ致シマス、委員付託ニ同意ノ諸君ノ起 立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、贊否ノ採決ヲ致シマス、本案ニ同意

ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、明日ノ議事日程ハ書面ヲ以テ御通知 ヲ致シマス、是ニテ散會ヲ致シマス

午後三時四十八分散會